

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成23年10月20日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

10月20日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第1号所管分の審査 .....	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長）	
質疑（三宅秀明委員、上村高義委員、三好義治委員）	
散会の宣告 .....	58

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成23年10月20日(木) 午前9時59分 開会  
午後4時47分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 村上英明
委員 三宅秀明	委員 上村高義	委員 三好義治

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
市長公室長兼会計管理者 乾 富治	秘書課長 池上 彰	
政策推進課長 山口 猛	人事課長 石原幸一郎	
人権女性政策課長 牛渡長子	同課参事 中村実彦	
総務部長 有山 泉	同部次長兼財政課長 北野 人士	
同部参事 山口 繁	総務課長兼選挙管理委員会事務局長 日垣 智之	
防災管財課長 西川 聡	情報政策課長 柳瀬哲宏	市民税課長 川崎 敏康
固定資産税課長 中西利之	納税課長 野村眞二	工事検査室長 宮木茂実
会計室長 小谷田 博子		
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 豊田拓夫		
消防長 北居 一	消防本部次長兼消防署長 熊野 誠	
総務課長 納家浩二	同課参事 木下正雄	警備第1課長 樋上繁昭
同課参事 松田俊也	警備第2課長 明原 修	同課参事 堤 仁志
予防課長代理 橋本雅昭		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杵雄三

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件分所管分  
認定第5号 平成22年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

最初に理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。ここ数日、すばらしい秋晴れが続いておりますけれども、各委員におかれては、いろんな行事でお忙しい中、きょうは常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成22年度の歳入歳出決算、この所管分のご審査をいただくわけでございますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

一たん中座いたしますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、最初に認定第1号所管分の審査を行い、次に認定第5号の審査を行うことに異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明をお願いします。

有山総務部長。

○有山総務部長 平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務費等に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入ですが、

26ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ7.8%、3億4,265万1,526円の減額となっています。これは、個人所得の減少による個人所得割が、減収となったことなどによるものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ11.9%、1億7,797万312円の増額となっています。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ1.0%、8,881万1,858円の増額となっています。

項3、軽自動車税、目1、軽自動車税は、前年度に比べ2.0%、162万3,693円の増額となっています。

項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は、前年度に比べ24.3%、4億9,279万4,275円の増額となっています。

項5、都市計画税、目1、都市計画税は、前年度に比べ1.0%、1,553万2,175円の増額となっています。

款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税、目1、地方揮発油譲与税は、前年度に比べ76.9%、2,189万8,000円の増額となっています。

項2、自動車重量譲与税、目1、自動車重量譲与税は、前年度に比べ5.9%、763万円の減額となっています。

28ページ、項3、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税は、前年度に比べ99.9%、1,956万2,316円の減額となっています。

款3、利子割交付金、項1、利子割交付金、目1、利子割交付金は、前年度に比べ5.5%、350万3,000円の減額となっています。

款4、配当割交付金、項1、配当割交

付金、目1、配当割交付金は、前年度に比べ19.5%、467万3,000円の増額となっています。

款5、株式等譲渡所得割交付金、項1、株式等譲渡所得割交付金、目1、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ13.2%、146万9,000円の減額となっています。

款6、地方消費税交付金、項1、地方消費税交付金、目1、地方消費税交付金は、前年度に比べ0.2%、166万8,000円の減額となっています。

款7、ゴルフ場利用税交付金、項1、ゴルフ場利用税交付金、目1、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ22.5%、60万64円の減額となっています。

款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度に比べ13.7%、1,215万7,000円の減額となっています。

目2、旧法による自動車取得税交付金は、前年度に比べ99.8%、86万7,000円の減額となっています。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、前年度に比べ9.8%、1,436万8,000円の増額となっています。

款10、地方交付税、30ページ、項1、地方交付税、目1、地方交付税は、前年度に比べ6.9%、1,570万5,000円の増額となっています。

款11、交通安全対策特別交付金、項1、交通安全対策特別交付金、目1、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ9.8%、183万4,000円の減額となっています。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料です。

目5、土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料です。

34ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料です。

36ページ、目4、土木手数料は、自動車保管場所使用承諾証明手数料です。

38ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金です。

40ページ、目5、総務費国庫補助金は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金です。

目6、消防費国庫補助金は、防災情報通信設備整備事業交付金です。

項3、委託金、目1、総務費委託金は、基幹統計調査委託金、統計調査員確保対策事業委託金、参議院議員通常選挙委託金及び在外選挙人名簿登録事務委託金です。

42ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、総合相談事業交付金、緊急雇用創出基金事業補助金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金です。

48ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金です。

50ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入です。

目2、利子及び配当金は、各種基金利子収入です。

項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入は、52ページ、土地売払収入です。

款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は、競艇寄附金及び一般寄附金です。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、市場池などの貸付収入の一部を一般会計へ繰り入れています。

項2、基金繰入金、目2、公共施設整備基金繰入金は、2億9,300万円の繰り入れを行っております。

款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、市税延滞金となっています。

54ページ、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金の償還金です。

項4、雑入、目1、滞納処分費は、インターネット公売による収入のうち、滞納処分に要した経費の実費負担相当分を滞納処分費として収入したものです。

目2、雑入の主なものは、大阪府市町村振興協会交付金のほか、水道事業会計からの収入などです。

次に62ページをご参照願います。

款20、市債、項1、市債は、目2、衛生債は火葬炉設備改修事業債、目3、土木債は南千里丘まちづくり整備事業債、市道千里丘23号線改良事業債及び市営住宅建替事業債、目4、消防債は消防施設整備事業債、目5、臨時財政対策債は普通交付税で基準財政需要額に算入されたものについて起債したものです。目6、退職手当債は退職手当の一時的な増加に対処するために起債したものです。目7、教育債は校内LAN整備事業債、地上デジタル対応設備改修事業債、耐震補強事業債、小学校排水設備改修事業債及び中学校排水設備改修事業債です。

款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は8億3,946万8,496円で、その内訳は繰越事業充当財源6億8,648万312円、平成21年度決算剰

余金が1億5,298万8,184円となっています。

続いて歳出ですが、70ページからの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の主なものは、72ページ、節11、需用費のうち、消耗品費、旧総務防災課分は市全体の一般事務用品の購入経費など、また旧法制文書課分は印刷用紙などです。

74ページ、節12、役務費のうち、通信運搬費の情報政策分はインターネットに係る通信経費などです。

節13、委託料は市例規集委託料などを、節14、使用料及び賃借料はパソコン機器等借上料などを執行しております。

節18、備品購入費は、地域情報化事業に係る庁用器具費を執行しています。

76ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、電子自治体推進協議会負担金及び土地開発公社補給金を執行しています。

節28、繰出金の財政課分は、子ども手当に係る水道事業会計への繰出金を執行しています。

目2、文書広報費の主なものは、節12、役務費で市全体の郵送料などを執行しています。

78ページ、目4、財産管理費は、庁舎や市有財産などの維持管理経費を執行しています。

80ページ、目5、車両管理費は、保険制度上、市が直接支払うか保険会社が支払うか選択する制度となっており、市が直接支払ったケースがないため予算の執行はしていません。

次に、82ページをご参照願います。

目8、公平委員会費から目9、固定資産評価審査委員会費で、各委員の報酬及び事務的経費を執行しております。

目10、電子計算費は、基幹業務オー

プリンシステムなどに係る経費を執行しております。

90ページ、目17、財政調整基金費から目19、減債基金費及び目20、土地開発基金費の各基金費は、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。

項2、徴税費は、目1、税務総務費から94ページ、目2、賦課徴収費で、税務事務に係る経費を執行しています。

次に、98ページをご参照願います。

項4、選挙費は、目1、選挙管理委員会費から100ページ、目3、参議院議員通常選挙費で、委員の報酬、府議会議員選挙及び参議院議員通常選挙などに係る経費を執行しています。

項5、統計調査費は、目1、統計調査総務費から102ページ、目2、基幹統計調査費で、統計に係る一般事務経費及び国勢調査などの統計法に基づき実施した基幹統計調査に係る経費を執行しています。

項6、監査委員費は目1、監査委員費で、委員の報酬及び事務的経費を執行しています。

次に、166ページをご参照願います。

款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、市営住宅建替工事費用及び市営住宅管理運営経費を執行しています。

次に、174ページをご参照願います。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費では、防災対策に係る経費及び東日本大震災支援に係る経費を執行しています。

次に、206ページをご参照願います。

款9、教育費、項6、図書館費、目1、図書館総務費では、市史編さんに係る社会教育指導嘱託員報酬を執行しています。

次に、214ページをご参照願います。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ14.6%、5億1,939万1,235円の減額となっています。

目2、利子では、前年度に比べ5.4%、3,338万9,749円の減額となっています。

款12、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、1,237万2,137円を充当しています。その内容は、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費で東日本大震災被害に対する義援金に500万円、目7、都市交流費で洪水被害を受けたバンダバーグ市への災害見舞金に84万700円、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費で損害賠償請求事件に係る弁護士着手金に126万円、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費で仮処分命令申立事件に係る弁護士着手金に34万2,300円、項5、住宅費、目1、住宅管理費で東日本大震災被災者の市営住宅への受け入れに係る空き家改修に60万円、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費で東日本大震災職員派遣に係る普通旅費等に432万9,137円を充当しています。

以上、総務部等の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。○野口博委員長 続いて、乾市長公室長。○乾市長公室長 それでは、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室及び会計室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、一般会計歳入歳出決算書30ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料、男女共同参画センター使用料は、摂津市立男女共同参画センター・ウィ

ズせつつの施設使用料でございます。

42ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金、総合相談事業交付金のうち、187万6,000円は人権相談員等に係る補助金でございます。

48ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金、人権啓発活動委託金は、人権啓発活動事業全般に係る事業委託金でございます。

52ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、人権推進課で一般寄附金を収入いたしております。

款19、諸収入、項2、市預金利子、目1、市預金利子は、歳計現金に係る預金利子を収入したものでございます。

54ページ、項4、雑入、目2、雑入、雑収入は、秘書課分として、広告掲載料は、市広報紙及びホームページに広告を掲載いたしました収入でございます。

人事課分として、退職手当水道事業会計負担金は、退職手当を一般部局と水道事業会計との勤続年数で按分し精算したもので、前年度に比べ3,260万8,345円の増収となりましたのは、平成22年度に該当しておりました職員の水道事業における勤務年数が、前年度の退職者に比べ長かったことによるものでございます。

派遣職員給与等負担金は、大阪府後期高齢者医療広域連合との派遣職員の取り扱いに関する協定書に基づき、同広域連合より派遣職員の給与等を負担いただいたものでございます。

臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は、事務処理上、市が一括して保険料を支払うことに伴い、対象者から個別に徴収しました掛金を収入したものでございます。

互助会補給金返還金は、大阪高等裁判所における判決が確定したことに伴い、

過去に大阪府市町村職員互助会に対して支出しました補給金の一部を返還金として収入したものでございます。

なお、雑収入には、ほかに人権推進課に係る収入等がございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算につきましては、決算概要の24ページの給与費決算額調書に記載いたしております。

平成22年度に支出いたしました給与費の総額は、66億7,219万8,225円で前年度に比べ3.3%、2億2,701万8,159円の減少となっております。

給与費の内訳といたしましては、報酬で3億565万5,726円、給料で24億8,347万5,928円、職員手当等で30億4,149万4,547円、共済費で8億4,157万2,024円の執行となっております。

そのうち、報酬では前年度に比べ6.9%、1,964万5,637円の増加となっており、これは国勢調査の実施に伴います調査員等の報酬の増加が主な要因でございます。

給料では、前年度に比べ6.0%、1億5,838万7,139円の減少となっており、これは退職不補充等による職員数の減が主な要因でございます。

職員手当等では、前年度に比べ2.4%、7,634万7,396円の減少となっており、これは退職手当が13億8,371万6,677円の執行で、前年度に比べ5.3%、6,944万7,152円の増加となったものの、期末・勤勉手当が9億9,059万1,247円の執行で、前年に比べ11.3%、1億2,614万4,615円の減少となったことが主な要因でございます。

なお、平成22年度の退職手当支給者

は57名で、前年度に比べ5名の増加となっております。

共済費では前年度に比べ0.3%、318万7,673円の減少となっております。

次に、人件費以外の主な内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明申し上げます。

まず、決算書72ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、報償費では、人事課分として職員研修の講師費用を支出したものでございます。

需用費及び74ページ、役務費につきましては、市長公室全般に係ります業務執行上の必要経費を支出したものであり、いずれも必要性を十分精査し、執行したところでございます。

同じく74ページ、委託料につきましては、秘書課分として秘書派遣料を、人事課分として係長級昇任試験等の試験問題作成委託料、職員の健康管理に係る職員健康診断委託料、管理職養成等研修委託料などを執行したものでございます。

76ページ、負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、秘書課に係ります各市長会負担金、人事課に係ります職員厚生会補助金と職員の教養研修費負担金でございます。

同じく76ページ、目2、文書広報費では、秘書課分の主なものといたしまして、広報せつつ及びお知らせ版の発行及び配布等に係る経費のほか、ホームページ保守管理経費などを執行したものでございます。

78ページ、目3、会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費を執行したものでございます。

80ページ、目6、企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費

で、その主なものとしまして、第4次総合計画策定に係る経費として、総合計画審議会委員報酬や総合計画策定業務委託料等を執行したものでございます。

次に84ページ、目12、女性政策費につきましては、せつつ女性大学の開催や、せつつ女性プラン推進のため市民に参画いただいております女性政策推進市民懇話会等に係る経費、男女共同参画社会を目指すための啓発紙の発行等に要した経費でございます。

また、目13、男女共同参画センター費につきましては、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつの管理運営に係る経費でございます。

88ページ、目16、諸費は、人権啓発等に係る経費でございます。そのうち主なものとしましては、90ページ、負担金、補助及び交付金で、摂津市人権協会補助金、財団法人大阪府人権協会分担金を執行いたしております。

最後に、226ページ、(4)出資による権利でございますが、財団法人アジア・太平洋人権情報センターにおいて、各団体からの出捐金により構成される基本財産の一部が取り崩されたため、本市の権利につきましても当該出捐割合に応じ7万1,147円が減少し、年度末残高が140万8,815円となったものでございます。

以上、市長公室及び会計室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続きます、北居消防長。

○北居消防長 それでは、認定第1号、平成22年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書36ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等手数料及びり災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

48ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

60ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入の消防団員退職報償費は、消防団員13名分の退職報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道の救急出動に係る交付金でございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては、決算概要134ページから143ページにかけ記載しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書168ページをお開き願います。

款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費、節7、賃金は、臨時職員1名分の賃金でございます。

節9、旅費は、大阪府立消防学校等への職員研修派遣に係る普通旅費でございます。

節11、需用費は、消防活動上、必要な物品、活動服等貸与被服の購入及び緊急情報システム交換部品等の購入、並びに消防車両、消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。

170ページ、節12、役務費は、一般加入回線、専用回線、携帯電話代等の通信運搬費、消防活動用ボンベ検査等の手数料、並びに車両の保険料等でございます。

節13、委託料は、消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理委託、緊急情報システム等保守管理委託及び職員特別健康診断委託等でございます。詳細につきましては、

事務報告書の419ページ、433ページ及び437ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

次に、節14、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げ等でございます。

続きまして、172ページ、節18、備品購入費は、空気呼吸器用高圧空気ボンベの購入費用及び携帯・IP電話等119番通報位置情報通知システムの購入に係る経費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金及び救急救命士の養成等をはじめ、職員の教育派遣に係る負担金、並びに消火栓新設・修理負担金等でございます。

次に、目2、非常備消防費、節1、報酬は、343名の消防団員報酬でございます。

節8、報償費は、13名の消防団員退職報償金等でございます。

節9、旅費は、火災出動旅費延べ207名分及び訓練、歳末非常警戒、並びに消防出初め式等出動に係る費用弁償でございます。

節11、需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入、並びに分団配備の消防ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ積載車22台、小型動力ポンプ22台の維持補修等でございます。

続きまして、174ページ、節15、工事請負費及び節18、備品購入費は、NOX・PM法規制対象の市第三分団配備の消防ポンプ自動車の更新に係る経費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金、及び消防団屯所の補修に対する消防施設整備費補助金でございます。

以上、消防本部の所管いたします決算

内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 おはようございます。

平成22年度は3月に大震災が起りまして、終盤にさまざまな混乱がありましたけれども、その間、ほかの災害も起こっております。そういった災害において対応された皆様に、まずはお苦勞をねぎらうとともに、被災者の皆様にはお見舞い、またお悔やみを申し上げるところでございます。

この災害等において、きずなをはじめとする価値観の再認識があったのかなど。昨日のNHKのニュースでは、中国においても、近年の道徳観の欠落等で非常にモラル、きずなの重要性がマスコミ等で報道されているという報道もありました。一人ひとりの意見や思い、そういったものを市政にしっかりと反映できるようにこの決算を踏まえ、また今後につなげていっていただきたいと思っております。

それでは、決算概要を中心といたしまして、その内容をお伺いしてまいりたいと思っております。

まず、概要46ページ、事務報告書ですと12ページにありますけれども、秘書課ご所管です。

先ほどもご説明ありましたけれども、各種市長会につきまして、この平成22年度におきまして知事懇談会等の記載もありますが、本市にかかわるような議論があったのか、そういった中身についてお伺いしたいと思っております。

次に、概要の48ページ、事務報告書では19ページから22ページになりますけれども、人事課ご所管で創造的人材育成事業等、いわゆる研修でございます。予算の段階におきまして、積極的に能力

を開発する職員を支援するというような答弁がございました。この内容を踏まえまして、平成22年度はどのような研修の効果、またはフィードバックが行われたのか確認いたしたいと思っております。

次に、概要の52ページ、情報政策課ご所管で地域情報化事業及び58ページの行政情報化推進事業、これとあわせて電子自治体における他市等の動向、また予算の折にお伺いいたしましたけれども、クラウドシステムについてのその後の流れについて、どれほど把握しておられるか確認いたしたいと思っております。

少し戻りまして、概要の54ページ、再び秘書課になりますが、事務報告書では11ページのホームページ事業でございます。平成21年度の結果と比べまして、平成22年度のホームページアクセス数が大きく伸びております。この要因についてどのように考えておられるかお伺いしたいと思っております。あわせて、予算の折にやはり伺っております携帯サイトのその後の検討についてお伺いしたいと思っております。

次に、概要の54ページ、総務防災課ご所管、現在でしたら防災管財課ですけれども、決算概要に沿って課名は申し上げたいと思っております。市立集会所管理事業で各種の維持補修等が行われたかと存じますが、予算の折に平成15年度と16年度に建物調査を実施して、大規模な修繕は不要であるが緊急事態の修繕は考えないといけないというご答弁がございました。この点につきまして、その後どのように確認されているかお伺いしたいと思っております。

次に、庁舎管理事業における光熱水費でございます。前年度と比べまして約70万円ほど増加しております。使用量が猛暑であった関係上、やや増加してお

たかと思えますけれども、あわせて契約の内容、単価的な変化もあったのか、まず確認いたしたいと思えます。

次に、概要の60ページ、女性政策課ご所管でございます。女性プラン推進事業に係りまして、平成22年度では男女平等に関する市民意識調査が行われ、このような報告書をいただいております。予算の折にこうしたアンケートは、回収率が重要になってくると申し上げましたけれども、今回の報告書にあります2,000件中855件、42.8%というこの数字について、どのように評価しておられるかお伺いいたします。

次に、同じく女性政策課ご所管の男女共同参画センター管理事業につきまして、平成22年7月にコミュニティプラザがオープンしまして、同時に男女共同参画センターが移転して本格的に始動したかと存じます。環境が変化していろいろなルーチンワークも変化があったかと思えますけれども、環境とあわせまして平成22年度における変化の感想をお伺いいたしたいと思えます。

それとあわせまして、情報収集・提供事業におきまして図書購入費があります。平成22年度におきましても21万9,948円の執行ということで、図書とあわせて以前もお伺いしましたが著作権等もあわせた執行かと存じます。以前の施設と今回移った施設では、やはりスペース的な変化もあったかと思えますけれども、これまでの蔵書等の管理の状況について、無事に移転ができていますのか確認いたしたいと思えます。

次に、概要の66ページ、人権推進課ご所管になります。事務報告書では、28ページが該当するかと思えますけれども、この中の人権啓発推進施策要望事業として5万4,960円、備考には人権

施策に関する国、府への要望活動とあります。予算の折にも確認しておりますけれども、どのような要望活動があり、またその施策についてはどのように形成されていったのかお伺いいたしたいと思えます。

続きまして、概要136ページ、消防の総務課ご所管になります。庁舎管理事業におきまして、やはりこちらの庁舎と同じく若干の光熱水費の変動がありました。同様にこの年は猛暑でありましたので、さまざまな出勤等からの帰還などにおいて、常日ごろから行っておられる節電の影響がなかったか気になるころではありますけれども、その点について確認いたしたいと思えます。

続きまして、救急安心センター事業につきまして、まずその運営状況について確認いたしたいと思えます。

同じく136ページで、次は予防課になりますけれども、予防活動または地域住民の防火意識の高揚を図るための経費としてありますが、予算の折には住宅用火災警報器についてその進捗状況等の考え方をお伺いしました。平成22年度におきまして、どのような経過状況にあるかお伺いいたしたいと思えます。

次に138ページ、同じく予防課ご所管ですが、事務報告書424ページ以降、査察について記載されております。この査察については、カラオケボックスの火災等も踏まえて、さまざまな手が加えられて動かれていることと存じますけれども、現状についてどのような査察が行われ、どのような状況を把握しておられるかお伺いいたしたいと思えます。

同じく138ページで、消防署ご所管です。先ほど補足説明にありましたけれども、携帯・IP電話の位置情報システムの運用状況につきましてお伺いいたし

ます。

同じく138ページ、消防総務課ご所管に戻りますが、消防団活動事業といたしまして703万8,273円の執行でございます。これは、職員の方々とあわせまして、また事務報告書ですと430また439ページが対応するかと思えますけれども、火災の現状及び職員・団員の方々の安全確保をどのようにしておられるか伺いたしたいと思えます。

そして、140ページ、総務防災課ご所管になりますが、まず自主防災組織支援事業といたしまして52万1,204円として、自主防災組織の育成を図られたと思えます。この自主防災組織の現状につきまして伺いたします。

次に、防災資機材及び備蓄用品整備事業で241万7,582円として、防災資機材、非常食等の備蓄の充実ということでございます。この防災資機材の配置や把握の状況、またその情報の共有について現状について伺いたします。

次に、情報収集伝達体制整備事業の中の防災無線保守委託料でございます。防災無線につきましては、従前より伺いし続けておりますけれども、引き続き検討が重ねられてると思えますけれども、この平成22年度におけるその内容について伺いたします。

最後に、142ページになりますが、防災対策事業といたしまして、さまざまな防災対策の整備がされておることかと思えます。この防災対策においてマップの作成でありますとか、そういった点のポイントについて伺いたしたいと思えます。

○野口博委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 電子自治体の他市動向及びクラウドの現状について、関連する項目でございますのであわせて答弁

させていただきます。

平成22年5月、いわゆる原口ビジョン2におきまして、自治体クラウドの導入により全自治体のシステム経費、年間1,200億円の削減を目標と掲げておりまして、総務省はそれを受けまして平成22年8月に自治体クラウド推進本部を設置しております。自治体へのクラウド導入の全国的展開を推進しており、またそれに伴いまして各自治体におきましても、クラウド化への取り組みが進んでおる現状でございます。

一例を挙げさせていただきますと、神奈川県ですが、平成23年4月に14町村参加による神奈川県町村情報システム共同事業組合というものが設立されておりまして、それまで各自治体で個別に稼働しておりました住民情報システムをすべて廃止し、クラウド化による共同電算処理によりシステム運用経費を約43%削減するという事例がございます。

これら全国の自治体間クラウド化事例が増えているのが現状でございます。

従前の自治体クラウドコンピューターにつきましては、コスト削減、いわゆる割り勘効果によるコスト削減効果や、また業務プロセスの標準化によるサービスの向上という点のみに注目されておりましたが、東日本大震災以降、そのクラウドコンピューターの耐災害性に大きく注目されております。

こちらも一例を挙げさせていただきますが、千葉県の浦安市でございますが、浦安市自体も今回の震災で液状化の被害を大きく受けており、市役所の機能が大幅に低下しておったのですが、実は震災前の2月に、庁舎内に設置されているコンピューターサーバーをすべて撤去し、クラウドコンピューターへと移行しておりました。その結果、震災発生におきま

しても、その震災の影響を受けることなくシステムが安定して稼働しており、またその後、関東でございました計画停電におきましても、一切市民サービスに影響を及ぼすことなく運用を行うなど、自治体クラウドを利用した災害対策の成功例として非常に注目を受けております。

これらのことを受けまして、総務省におきまして、知識情報社会の実現に向けた情報通信政策のあり方という情報通信審議会の中間答申がございまして、これは平成23年7月25日発表でございますが、情報は命を守るライフラインであると定義されており、行政、医療、教育等の公的サービスを瞬断なく提供する耐災害性にすぐれた基盤づくりを推進しております。通信や情報インフラの耐災害性の強化、再構築のツールとして、いわゆる自治体クラウドの推進、早期導入が提言されております。

これらの状況により、震災対策という面からも、今後各自治体におきましてクラウドコンピューティングの導入は、より一層増加していくものと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 北摂市長会に関することについてご答弁を申し上げます。

各種市長会4つございますけれども、これらの予算執行につきましては、秘書課で一括して負担金の支出をしておりますが、北摂市長会については政策推進課で内容を担当しております。

まず、平成22年度の北摂市長会の活動でございますけれども、平成22年7月、毎年この7月の時期に総会と意見交換会というのを実施いたしております。総会の議事が終わった後、大学の先生をお招きいたしましてトップセミナーを開催いたしております。

平成22年度におきましては、同志社大学大学院教授の新川達郎教授をお招きいたしまして「地方分権改革と大都市制度の行方」ということでご講演をいただきました。その後、その内容を踏まえながら各北摂の市長で意見交換がされました。このときの主な内容といたしましては、平成22年の春でしたか、大阪維新の会が立ち上がりまして、その関係で大阪都構想というのが大分賑わしておりましたので、そのあたりの話題で意見交換がされたと記憶いたしております。

次に、北摂市長会の取り組みといたしまして、平成22年11月なんですけれども、いつも10月の末から11月にかけて大阪府知事との懇談会を実施いたしております。ただ、平成22年度の懇談会につきましては、知事は欠席ということで副知事と市町村課長等が来られました。その中で、北摂各市の市長との意見交換ということでされております。また、そのときにあわせて翌年度、平成23年度の大阪府施策に対する要望書をお渡ししてございまして、この要望につきましては北摂共通の課題ということで、北摂7市で協議をして取りまとめたものでございまして、その内容で本市にかかわりますことといたしますのは連続立体交差の推進、これについて推進をしていただきたい、それから道路網の整備ということで凍結されております都市計画道路千里丘寝屋川線、正雀一津屋線、大阪高槻線の整備再開をしていただくとともに、十三高槻線の早期整備ということ、それから吹田操車場跡地利用についての支援をいただきたいということ、それから大阪府の三島救命救急センターなど、3次医療機関に対する財政的支援ということ、それから安威川ダムの建設事業の早期完成、及び大阪府からの権限移譲に伴います人

的財政的支援の拡充ということを要望してまいったところでございます。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡人権女性政策課長 それでは、私から旧女性政策課に係ります3点のご質問についてご答弁を申し上げます。

まず1点目、男女平等に関する市民意識調査回収率の評価ということでございますけれども、摂津市における有効回収率は、前回平成17年度に実施しました折には39.4%であったことに対し、今回の調査では42.8%と、3.4%アップをしております。

参考までに、平成22年度中に府内で実施されました同様の調査結果を申し上げますと、茨木市で47.1%、豊中市で43%、岸和田市で33%、平成21年度に実施されました大阪府の調査では34%となっております。

担当課といたしましては、前回並みの回収率を予定しておりましたことから、おおむね妥当な回収率であったと考えております。

2点目、単独館から複合館への環境の変化に伴う感想ということでございますけれども、コミュニティプラザの立地条件といたしまして駅に近く、また大型マンションが建設されたこともございまして、随分と人の流れが変わったという印象を持っております。

情報室で図書の利用状況を見ましても、平成21年度の新規登録者数は女性49人、男性9人といった状況でございましたけれども、平成22年度については女性が297人、男性32人となっており、また貸出冊数も年間488冊であったものが2,752冊と大幅に増加をいたしております。

また、各種講座を実施しておりますが、講座受講生の年齢層を見ましても、平成

22年度については30代の方が26%と最も多くなっておりまして、若い世代の方が親子連れでご訪問いただく機会も非常に多くなっておりますことから、センターといたしましても今後とも新たな市民層の定着に努めるとともに地域の人材の掘り起こし、こういったものにつながればと考えております。

次に3点目、センターが収集しております蔵書等の移転が無事に行われたかということのご質問でございますが、平成22年度末の状況といたしまして、蔵書、図書2,630冊、ビデオ、DVD等の視聴覚資料を115本所蔵させていただいております。書架の配架を十分に検討し工夫をいたしましたこと、またバックヤードスペースを確保されたことから無事に移転を完了いたしておりますので報告いたします。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 創造的人材育成事業に係ります研修の効果、フィードバックについてご答弁申し上げます。

現在、自治体を取り巻く環境というのは、目まぐるしく変わっております。各職員は、この環境に取り残されないように、日々自分自身で能力開発をしていかなければならないと考えております。

昨年の研修につきましては、団塊の世代の大量退職に伴いまして若手職員の育成という観点から、この事業にありますカフェテリア研修の中で、勤続5年から10年の若手職員を対象にカフェテリア研修を実施したところでございます。

具体的な効果測定というものにつきましては難しいものがありますが、研修の受講後のアンケートによりますと、受講された皆さんからは高い満足度を得ておりますので、各職場におきましては研修で得た知識等を生かしていただいております。

と考えております。

また、フィードバックにつきましては、研修受講後に受講報告書というものを提出していただいております。本人の受講した知識等を今後どのように生かしていくか、また所属長に報告することによって所属長がそれを今後業務にどのように生かしていくか、そのような場を設定する意味もありまして受講報告書を記載していただいております。また、そのことを受けて朝のミーティング、また課内で研修報告会などを開く課も出てきております。

昨年におきましては、マッセO S A K A主催の海外研修に参加した職員を講師として迎えまして、研修受講した職員だけでなく職員間で広く研修の成果を共有することを目的としまして、研修成果報告会を実施するなど研修成果の共有に現在努めておるところでございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 総務防災課にかかわる6点の質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、集会場の補修事業にかかわります平成15年、16年の大規模な点検の後の展開についてお答えいたします。

現在市内にございます51か所の集会場は、建築からかなりの年数が経過しているものも含まれています。集会場管理については、地元自治会を中心に管理をお願いしておりますが、日常的な簡易な修繕や改良の要望が常に寄せられている状況でございます。担当者は、その都度各集会場に足を運びまして、集会場の状況を確認して現状の把握に努めております。また、専門的な建築知識が必要な場合は、建築課の職員に同行を求めまして確認を行っております。

続きまして、庁舎管理についての光熱水費の電気の契約についてのご質問にお答えします。

光熱水費の中に含まれますものは、大部分は市役所庁舎の電気、水道、ガスの使用料金でございます。そのうち電気料金が大部分になっております。庁舎の契約電力につきましては、契約種別としまして高圧電力となるもので、あらかじめ使用実績から契約電力を設定して、その範囲内において決められた基本料金となっております。

平成22年1月において、使用実績から契約電力を820キロワットから780キロワットに変更をいたしました。続きまして、使用実績から平成22年10月には780キロワットから、夏場の暑い時期が続きましたので823キロワットに契約電力を変更しております。

続きまして、自主防災組織の訓練と育成の現状についてお答えいたします。

自主防災組織は、旧の小学校区を含みます12地区で結成されておまして、例年11月から3月ぐらいまでの間に校区ごとに防災訓練を実施しております。これまでの防災訓練に参加される市民は、固定化しているという課題がございましたが、3月11日の東日本大震災から市民の防災意識は非常に変わり、防災に関する出前講座が多数寄せられたり、自主防災組織という単位ではなく、自治会であるとか団体であるとか小さな単位の防災訓練の相談もございます。自主防災訓練につきましても、災害時に実践できるような訓練の内容の見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして防災資機材、それから備蓄についてのご質問にお答えします。

現在、摂津市が抱えます備蓄についてですが、大阪府が示す目標量を超えるも

のとなっておりまして、アルファ化米1万7,098食、高齢者用食1,000食他を備蓄しております。また、防災資機材につきましては、先ほどの各小学校区にございます防災資機材倉庫に、災害時に必要な防災資機材を備えておる状況でございます。

続きまして、防災無線の整備についてです。

防災無線は、災害時に市民への情報伝達手段として非常に重要であり、昭和63年に設置いたしております。防災無線には、固定型、移動型という種別がございます。固定型については小学校にありますスピーカーから緊急放送するという機能がございます。また、移動型につきましては、公用車に搭載してあります。移動する職員が携帯するものとなっております。昭和63年に設置ということでもかなり老朽化しており、今後は機能向上について検討してまいりたいと考えております。

それから最後に、ハザードマップについてでございますが、現在のハザードマップにつきましては平成18年3月に作成したもので、ご存じのように淀川や安威川、それから大正川等の河川が決壊した場合を想定して、市内がどれぐらいの水深になるかというものをハザードマップで表現しております。

○野口博委員長 池上課長。

○池上秘書課長 各市長会の平成22年度の会議の中身等についてお答えをさせていただきます。

市長会につきましては、全国、近畿、大阪府、北摂と4つございます。

会議等の中身につきましては、全国市長会では全国的に取り組むべき課題を、また近畿市長会におきましては、近畿ブロックとして取り組むべき課題をそれぞれ

検討協議し、また国等へ要望等を行っておられます。

大阪府市長会におきましては、昨年度は8回の会議が開催されております。摂津市に直接係るものということにはならない部分もございますが、検討内容としては、国、府の施策並びに予算に関する要望や国民健康保険の広域化に向けての取り組み、また流域下水道についての検討、そのほか消防の広域化や中学校給食等々について毎回議論をされておられます。また、大阪府知事との懇談も行われ、知事と各市長が議論を交わされておられると聞いております。

22年度につきましては、森山市長は総務文教部会及び環境厚生部会に所属され、各部会それぞれ1回開催され、いずれも国及び大阪府に対する要望事項の取りまとめについて協議されておられます。

続きまして、ホームページのアクセス数アップの要因についてでございますけれども、一つの大きな要因としましては、各家庭や個人のインターネットに接続する環境等が、年を追うごとに整ってきていることがまず上げられると思います。摂津市のホームページに関しますと、19年度にリニューアル作業をしまして20年度から現在のホームページを運用しております。

アクセス数につきましては、平成21年度の後半からアクセス数が一気に伸びてきております。これはセッピー商品券や入札の公示、また阪急新駅関係へのアクセスがふえたものと考えております。特に22年度では、6月から8月にかけて40万件を超えておりますけれども、これはサッカーの本田選手の活躍によるものが大きいと考えております。

22年度は、平均37万件のアクセス数であり、前年、21年度の27万件か

ら一気に10万件ふえたことになります。23年度も先月、9月までの平均が35万件となっておりまして、今後もこのあたりの数字で推移するのではないかなと考えております。

続きまして、携帯サイトについてですが、以前も予算の委員会のときに「積極的にモバイルサイトの利用が図れるように取り組んでいきます」という答弁をしておりますけれども、当時といたしましても1年半前のことなのですが、携帯電話からのアクセスに対応できるよう携帯電話機能そのものが充実してくると思っておりましたが、今ではスマートフォンが主流となってきております。携帯電話も、いわゆるスマートフォンもどちらも、職場や出先、また移動中に利用することが多いと思われまますので、携帯電話やスマートフォンなどの利用者のニーズに合った情報とは何なのかということも検討しながら取り組んでまいります。

○野口博委員長 中村参事。

○中村人権女性政策課参事 旧人権推進課に係りますご質問にお答えいたします。

人権啓発推進施策要望事業におきますその要望内容と形成までの経過ということでございますけれども、まず大阪市長会におけます人権部会において議論を形成されるわけでございますけれども、本市におきましても、憲法を守り、人間を尊重する平和都市宣言の精神を踏まえながら、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指した人権施策を推進しておるところでございます。

その中で、当然さまざま人権問題の早期かつ根本的な解決に向けた、我々が実行してます人権行政を推進する中での課題等につきまして、その課題に対する解決及び改善に向けての支援策の拡充や制度の新設など、また法整備などにつき

まして、国、府への人権施策と予算に関する要望を行っておるところでございます。

また、その形成までの経過でございますけれども、先ほど申しましたように、まず市長会におきます要望事項の決定につきましては、本市は北摂ブロックにおきまして各市が直面する課題等に対する要望等を出し合いまして、そのブロックの中での要請書を作成し、それを各ブロックの代表が大阪府市長会の人権部長会の幹事会において協議検討し、要望を作成するものでございます。

ちなみに平成22年度につきましては、府に対する要望といたしましては、重点課目1点と要望項目6点の7点の要望をしております。あわせて国に対しましては、8省庁及び34項目の要望を行ったところでございます。

○野口博委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 それでは、消防総務課から2点お答えいたします。

まず1点目、光熱水費について「猛暑であったのに、平成22年度は21年度と比べて少しの上昇に抑えているか」とについて、「その後の職員の活動上問題はなかったか」とのことについて、あわせてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、平成22年度の夏場は大変猛暑でありました。しかし、我々消防職員はふだんから節約を心がけており、クールビズ等を駆使し節電対策に取り組んでおります。今年度においては、セッツ電隊を中心にさらなる節電に努力してまいりましたが、消防といたしましては暑さに負けない体力づくりに日々励んでおりますが、いざ災害となれば体力の温存は消防職員として必要不可欠であります。節電対策の絶対条件としましては、健康管理の支障のない範囲におい

て実施することとしております。また、水分補給を十分に行えるように対応しており、災害現場では脱水症状等を防ぐために飲料水なども予算にしております。

2点目、消防団職員の安全確保についてお答えいたします。

平成22年4月1日、消防職員は93名、消防団員385名で、火災等が出動しております。その中で、装備につきましても、ヘルメット、現場外套、長靴等、安全性の高い被服を装備し災害対策に当たっております。また万が一に備え、公務災害補償等についても十分フォローしていくところでございます。

なお、安全性を向上するため各種消防訓練を実施しておるんですが、例えば消防団に関しては消防団員訓練とあと出初め式等の放水訓練、消防職員については日々、火災想定訓練等を実施しております。安全管理に努めているところでございます。これからもより安全な消防活動を推進していくところでございます。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上課長 消防署所管の救急安心センターについてお答え申し上げます。

平成22年度大阪府下救急安心センターへの総着信件数は18万8,209件で、そのうち摂津市からの問い合わせ件数は1,307件でありました。また、大阪府下で救急出動に至った件数は2,774件、そのうち摂津市へ転送されまして救急出動しました件数は23件でありました。平成23年度でございますが、9月末までのデータでございますが、大阪府下総着信件数は11万821件で、摂津市からは806件ありました。また、そのうち救急出動件数でございますが、大阪府下では1,225件、そのうち摂津市からの救急出動件数は19件でござ

いました。最近になりまして、消防署への病院問い合わせ件数も減少してきております。救急安心センターが市民に浸透してきているように感じられます。

○野口博委員長 堤参事。

○堤警備第2課参事 消防署所管分のうち、携帯・IP電話通報位置情報システムの運用状況についての質問にお答えいたします。

まず導入の経緯ですが、本市では従前、固定電話に対応した発信地表示システムと、各IP電話事業者が設置した発信位置情報を文字表示するIP電話位置情報通知システムを整備し対応しておりました。しかし近年、携帯電話が普及したことから、土地勘のない通報者の発信場所の特定に苦慮する事案もありました。携帯電話及びIP電話からの119番着信件数が、固定電話からの着信件数を上回っており、平成22年中のデータですが約64%が携帯電話とIP電話からの着信となっております。

こういった経緯から指令台の更新時期も考慮し、平成22年度に簡易型の携帯電話・IP電話通報位置情報通知システムを導入しました。このシステムは、指令台とは連動しておりませんが、別体のパソコンに位置情報等を文字と地図表示するものです。

次に、このシステムの精度ですが、IP電話は100%特定できますが、携帯電話には誤差があります。携帯電話の測位方法には、基地局測位とGPS測位があり、それぞれ測位レベルが異なります。基地局測位は精度が低く、誤差は数十メートルから数千メートルまで幅があります。一方、GPS測位は精度も高く、最近の第3世代と呼ばれる携帯電話機にはほぼGPS機能が搭載されており、誤差は数メートルから数十メートルまで縮まりピ

ンポイントで位置を特定することが可能となり、導入前と比較しますと通報位置の特定が格段に容易になり、迅速、確実な出動が行えるようになりました。

なお、最近急速に普及しております携帯情報端末付多機能携帯電話、いわゆるスマートフォンですが、これからのGPS測位による位置情報は通知されません。基地局測位となります。よって、緊急通報受理機関3庁、消防庁、警察庁、海上保安庁ですが、3庁一体となって携帯電話事業者各社に対しまして、スマートフォンからの緊急通報におきましても、GPS測位方式を基本として通知する機能を早期に実現するよう要望しておるということです。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 消防本部予防課所管のご質問2点についてお答えします。

まず1点目ですが、住宅用火災警報器の設置状況の把握と今後の啓発活動についてですが、平成22年度に地区自主防災訓練で実施いたしましたアンケートの調査結果によりますと、住宅用火災警報器の設置率は57.6%となっております。前年度と比較しますと、20.6%設置率が上昇しております。しかしながら、全国の設置率は71.1%、大阪府の設置率は70.7%でありまして、摂津市の設置率はまだ低いのが現状でございます。

防火フェア、防災講演会、火災予防運動、消防訓練等の各種イベントで設置啓発活動を実施していることに加えまして、現在、戸建て住宅の戸別訪問を実施し、住宅用火災警報器を設置していないお宅、及び留守宅にあっては設置啓発チラシを配付するなど啓発活動を実施しております。なお戸別訪問における設置率なんです、平成18年以降に新築され設置が

確認されている新築の住宅、及び自動火災報知設備、またはスプリンクラー設備が設置されている共同住宅は除きまして、一般住宅のみの設置率は46.4%となっております。今後も戸別訪問における啓発活動を継続して実施し、設置率の向上に努めてまいりたいと思います。

2点目ですが、危険物施設及び防火対象物の査察のご質問にお答えいたします。

市内には、危険物施設314施設、防火対象物3,660件がございます。査察については、年次計画に基づきまして行っております。

平成22年度は、危険物施設137施設、防火対象物100件の査察を実施いたしました。危険物施設につきましては、2年間で全施設の査察をするように計画実施しております。防火対象物におきましては、553件ある特定防火対象物と呼ばれる不特定の人が利用する対象物を重点的に実施しております。また、社会的に影響の大きい火災が発生した場合、死者及び負傷者が多数発生した特異事案につきましては、市内に該当する施設がある場合におきまして適時査察を実施しております。平成22年度は、特異事案はございませんでしたので、年次計画に基づきまして査察を実施いたしました。さらに、施設の増改築、変更等に伴います完成検査時におきましても不備がありましたら査察を実施しております。

今年度の査察状況ですが、危険物施設117件、防火対象物38件、現在実施しております。

今後におきましても、危険物施設、防火対象物の査察によって事業所の防火意識の向上を図りまして、火災、災害の防止に努めてまいりたいと思います。

○野口博委員長 消防長。

○北居消防長 消防職員と消防団員の安

全管理についてのご質問で、日常、平常時につきましては先ほど総務課長から答弁したとおりでございます。

今回、東日本大震災、そして先般の台風12号、これによりまして多数の死者、それから負傷者が発生いたしました。これを受けまして、総務省消防庁から消防職員、団員の安全管理の再徹底、これが各市町村に通知されております。

本市におきましても、去年の末、消防庁から発信されました警防活動時における安全活動管理マニュアル、これを活用しまして事故防止に努めておるところであります。

今後、災害の形態によりましてさらに必要な資機材、装備、こういうものが発生することが予想されますけれども、その際におきましてもさらなる検討を重ねて事故防止に万全を期するよう努めるものでございます。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いずれもご答弁をいただきまして理解をいたしました。

まず、市長会のさまざまな内容につきましてご案内いただきまして、同志社大学の新川先生、この先生の講演を私も拝聴したことがあるんですけども、冷静に理論を構築されて、課題に対して方向性を出していただくというような感じの方だったかなと思います。共通の課題として、連立の推進であるとか吹田操車場跡地の問題、また十三高槻線整備や権限移譲のお話でございました。また、大阪府市長会としては、国保の広域化や消防の広域化等が議論されたということでございます。

今、非常にこの市長会等、地方6団体の行動は注目されておりますので、そういったとことでやはり本市としてしっかりと取り組んでいかなければならない課

題について、府もちろん国もあわせて声を上げていていただきたいなと思っております。これは、要望として次に移ってまいります。

2点目は研修について、カフェテリア研修の効果であるとか、また成果の共有について、現状についてご報告をいただきました。

近年の公会計改革等、さまざまな環境の変化とそのスピードを考えていきますと、より細かい点での研修のあり方が必要となってくるのではないかなと思います。それは、一つは企業会計と一般会計の違いとでもいいでしょうか、いわゆる経理についての考え方なんですけれども、この辺についての研修もしっかりと考えていかなければならないなと思うんですけども、その点どのように考えておられてるでしょうか。

次に、情報政策課としてクラウド等についてご紹介をいただきました。神奈川県事例であるとか、また浦安事例、そして総務省の考え方等、さまざまな情報をご紹介いただきました。千葉県浦安市事例については、自治日報に載っていたかと思えます。

この災害対応については、兵庫県の宍粟市かどこかの事例が多分テレビで報道されて、パソコンそのものをみずから守るんだということで運んでおられたような映像を見た記憶もあるんですけども、そういった物理的な課題に対して本市のホストコンピューターといいますか、が置かれている場所、2階という状況を考えますと、このクラウドについても災害対応という点から必要ではないかなと思うんですけども、この点についてお考えをお伺いしたいと思えます。

次に、ホームページのアクセス数の変化と携帯サイトについてお答えをいただ

きました。ご答弁にありましたように、ネット環境の整備がまず大きいところにあるのかなという感じは、私も持っています。そして、やはりリニューアルの効果と、さらには本田選手等、非常にマスコミに取り上げられた事例、これの効果ももちろんあったと思います。それに頼るのではなくて、こっちらしかりとそれを契機として市民の皆さん、またほかの皆さんが必要とされるような情報をしっかりと発信していくのが重要であると思います。それが、いわゆるバナー広告の増加であるとかにつながっていくと思いますので、そういった観点から予算のときにもありましたけれども、皆さんお一人お一人がそういった情報発信の責務を有しているんだという感覚で、日常の情報発信に取り組んでいただきたいと思います。

携帯サイトにつきまして、私は予算のときにこちらもしっかりと対応をしてくださいということをお願いしておるんですけども、先ほどもありましたスマートフォンになりましたところ、この携帯サイトを見る機会がなくなりましたので、あのときに申し上げた方向性とは少し環境が違っております。先ほど、まさにそのとおりのことをおっしゃっていただいたんですけども、こういった情報を端末で必要としているか、それをしっかりと見きわめながらホームページ、また携帯サイトについて精査していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、防災管財課としてお答えいただきましたけれども、電気料金、光熱水費につきましては、契約の変更が多少あったということでございました。今年度につきましては、もうセッツ電隊の効果で激減しておるかと思いますが、そ

の計画の変更がありますとやはり面倒くさいといえば語弊がありますが、その手続が必要になってきますので、1年を通してスムーズにいけるのが1番かなという感じですので、ことしはともかく来年以降につながるような光熱水費の見立てをしっかりと考えていただきたいなと思います。

次に、集会所でございますけれども、頻繁に足を運んで確認しておられるということでございます。所管が違うんですけども、先日は市民図書館のところで壁の崩落という事故もありました。私も昨日来、地元の祭りの関係で集会所に足をよく運んでおったんですけども、たてつけとといいますか、窓ガラスの開きが悪いであるとか、すぐ外れるとかそういった細かい点はどこの集会所でも恐らくあると思いますので、そういった本当に細かいところから事故につながっていきますので、そういった点の確認をしっかりとお願いします。

次に、防災無線につきまして引き続き検討ということでございましたので、Jアラート等もありますけれども、このJアラートは恐らく災害の種別を問わずいっぱい入ってくるので、運用上問題が出てくるのかなという感じがあります。しかし、防災無線をこのまま、昭和63年以来もう随分たっておりますので、このまま使い続けるのもしんどいと思いますので早急な結論、また方向性を出していただきますように要望としておきます。

次に、女性政策課、現在は人権女性政策課ですけれども、お答えをいただきました。アンケートの結果につきましては、ほかのデータもお示しをいただいた上で、このあたりの数字は妥当であるという評価でございました。私もいろんなアンケート等に携わった経験上、このあたりかな

という思いはあります。それであれば、やはりこの忙しい中を努力されてこの報告書をつくってこられましたので、これをしっかりと周知、理解していただくのが次のステップかなと思いますので、その辺しっかりと取り組んでいかれるようお願いをいたします。

次に、コミュニティプラザにセンターが移ったことについての感想であります。人の流れが変わったということで登録者も大きく変化し、貸出冊数もふえたということでございます。これは、非常にいい傾向であると考えますので、今のペースを維持できるように、現在こうなったら次はそれが基準になってきますので、さらに上を目指す形でより開かれたセンターになるように運営をお願いいたします。

次に、蔵書の管理でございますけれども、無事に移転を完了しておるということでございました。これは、工夫の成果というお答えでございましたけれども、今後一つの方向性としては、ほかの図書館の蔵書と連携できるような制度づくりもあっていいのではないかなと思いますので、そこも今後の課題としてお持ちいただければなと要望を申し上げます。

次に、人権推進課、今は人権女性政策課になりましたけれども、施策要望の件についてお答えをいただきました。さまざまな過程があつて幾つかの要望事項等、完成していると理解をいたします。今ですと、スマートフォンもそうですけれども、さまざまな情報伝達の手段が格段に飛躍、向上しておりますので、そういった点からより広くパブリックコメントとまではいいませんが、市民の方々等にご意見をいただいて反映させる機会があつてもいいかなと思いますので、そう

いった点も踏まえながら制度について検討を重ねていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防総務課ご所管の事例でございますが、庁舎管理の光熱水費につきまして、ふだんからの準備等、水分補給もあわせて行っているのも大丈夫であるというお答えでございました。もちろんそういった努力があることは承知しておりますけれども、やはり昨年の夏の影響は非常に大きいのではないかなという感がありましたので、あえて取り上げさせていただきました。今後こういった気候の変化があるか想定はできませんので、まずは体調管理に重点を置きながら、この光熱水費等にも取り組んでいただきたいと思います。

これは一つ提案とまではいいませんが、今後、庁舎の修繕等の折に、照明を長寿命のLEDやそういった寿命の長い電球とか、熱を放出しないようなタイプの電球に変えてはどうかという思いがあります。この点、庁舎管理ですので、こういった所管になってくるのかわかりませんが、全体として要望の一つとして受けとめていただければと思います。

次に、救急安心センターの運営状況でございます。本市にかかわる数字として1,307件と23件のご紹介であったかと思っておりますけれども、効果が出てきているというお答えでありました。やはりこの少しの時間、たとえ5分でも10分でも署の負担が軽減されているとするならば、それは大きい効果だと思いますので、さまざまな機会を捉えてこの制度について周知をしていただき、利用していただくよう啓発活動に引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、予防課ご所管ですが、住宅用火

災警報器につきましては、もちろんいろいろ努力されていることと存じます。それでもやはり感覚的なものもありますので、なかなか進捗、達成状況につながっていかないのかなという思いはあります。その中で、予算の折にも触れたかと思えますけれども、悪質な販売のケースが懸念される場所ではありますけれども、ちょうどもう期限が過ぎたよということで、あおるような看板をかけたところもあるようにも思いますが、その現状についてどのように把握しておられるか確認をいたしたいと思えます。

次に、査察でございますけれども、適宜行っているという評価でございました。

この査察につきましては、大阪府の権限移譲の中でより広範な役目がおりてくるような話もありましたが、この点について人員体制とあわせて今のお考えをお伺いしたいと思えます。

携帯・IP電話位置情報通知システムにつきましてもご紹介いただきました。スマートフォンにつきましては、基地局でしかわからないというお答えで、これちょっと意外な感じだったんですけども、要望が続いているということで、GPSに対応するようにこれは早期に実施できるように引き続き要望活動に努めていただきたいと思いますので、これは本当によろしくお願ひします。

職員・団員の安全確保につきましても、総務省消防庁からの管理マニュアル等の話もいただきまして取り組んでいるということでございました。先ほども震災等に触れていただきましたけれども、3月の震災では水門を閉めに行かれた水防団員の方であるとか、そういった方々が多く亡くなられておるとも聞いております。職務として災害現場に行かれるのは、もちろん当然ではありますけれども、そこ

にはやはり安全確保というものも踏まえながら活動していただきたいというものもありますので、そのバランスは難しいと思えますけれども、さまざまな観点から職・団員の方々について安全を確保しつつ日々の業務に当たっていただけるよう、これは皆さんが自分の安全確保もしつつ出勤されるということをお願いいたします。

最後ではあります、各種防災組織の現状等、自治会やさらに小さい団体も参加等もできているとのお答えでございました。震災以降は、さらに意識が変わっておると思えますのでそういったときに、これが資機材のお話とかかわるんですけども、善意で出てこられたような方々がどこに何があるかわからないということがありますと混乱してしまう可能性もあります。そういった点を踏まえながら、やはりどこに何があるということはどういうふうに情報伝達していくかについてもしっかりと、マニュアル作成がいいのか違う方法があるのかちょっとすぐには判断できませんけれども、検討を続けていただきたいと思います。

最後に、ハザードマップ等でございますけれども、何度も申し上げておりますけれども色分けです。以前も申し上げましたけれども色弱対応です。特に青色とか緑色とかの区別については、しっかりと配慮された上で作成されるようお願いを申し上げます。

以上、2回目です。

○野口博委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。

石原課長。

○石原人事課長 それでは、2回目のご

質問、今後の公会計制度を見据えた企業会計等の経理の研修についてご答弁を申し上げます。

各課におきましては、それぞれ課題に対応するための必要な能力、知識がありますけれども、人事課としましては職員全体の底上げが必要となる課題の意識づけを行う研修は必要であると考えております。また、各課に深く関連のある業務につきましては、研修、派遣研修等を活用しながら、専門能力の向上に現在努めているところでございます。

昨年度におきましては、企業会計に関連する研修としまして、マッセでの複式簿記基本研修に2名の派遣実績がございます。

○野口博委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 本市の情報システムに関します防災対応についてのご答弁をさせていただきます。

まず、東日本大震災におきまして、岩手県の大槌町におきましては市庁舎が津波の被害を受けまして、海水と泥に埋まったコンピューターからデータ復旧が行われたそうです。それによりまして、システムが復旧するまでに1か月がかかりまして、その間、各種証明書の発行ができないなど通常の行政サービスが停滞したのはもちろん、被災者、行方不明者の居住の把握など、また死亡届の受理など、災害復旧や被災者支援が大幅におくれた要因になっております。

また、戸籍につきましても、法務省からの指示によりましてサーバー機器やデータの市庁舎外への持ち出しができない状況にございますことから、東日本大震災で被災いたしました宮城県南三陸町におきましては、当初、戸籍を管理する自治体と法務局両方のデータが消失したと報道されておりました。

また、岩手、宮城両県の4市町村におきましては、戸籍の正本が消失したという状況になっておりまして、これらのごとによりまして、今回の震災において庁舎内でのみ情報システム及びそれらのデータを保有することの危険性というものが、改めて浮き彫りになったと考えております。

本市におきましては、委員ご指摘のとおり、市庁舎新館2階サーバー室に庁内の情報機器がすべて集約されております。阪神大震災及び東日本大震災を経た現在の防災情報セキュリティの基準から、低地で川のそばにあります本市庁舎の2階に重要なサーバー室があるのは非常に問題であると認識はしております。

今後、早期に外部の安全なデータセンターへの機器のアウトソーシングを行い、また複数の外部へのデータバックアップの分散配置、通信回線を複数事業者に分散させて停止させないなど、災害に対する業務停止のリスクを低下させるよう順次対応を検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 それでは、悪質な住宅用火災警報器の販売についてのご質問ですが、現在のところ、摂津市内で報告されている事案はございません。平成17年6月から23年1月までの総務省消防庁から消防機関に報告のあった事案は、全国で155件ございました。

本市といたしましては、引き続き市ホームページ、広報紙等の媒体を利用するとともに、小学校区自主防災訓練や防火フェア等の際に市民の皆様に対して注意を呼びかけております。また、電話、来署された市民の皆様の購入に関するお問い合わせにつきましては、個別にご指導、アドバイスをさせていただいており、悪質

な販売の防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、予防業務の今後の体制についてお答え申し上げます。

現在、予防課では課長、課長代理、危険物係が2名、指導係が2名、隔日勤務者の予防業務兼務者が3名、予防業務に当たっております。

今後、大阪府からの保安3法の権限移譲に伴いまして、業務が大幅に増加することが考えられますが、従来からの予防査察、危険物規制事務に加えまして、総合的な保安行政を推進するために予防課の体制を整備し、効率的な事務執行に努めまして、移譲後も引き続き市民の皆様の安全、安心を確保してまいります。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 では、3回目の質問をさせていただきます。

まず、研修、経理等の話でございますが、昨年複式簿記の研修に行かれたというケースがあるということと、全体の底上げの必要性が、二つポイントとして挙げられていたのかと思います。

その複式簿記の研修におきまして、それを帰ってこられたときにフィードバックされておれば、それは一定広がりがあるかと思いますが、これ自体はもちろん、今すぐに必要となるわけではないんですが、やはり今後を見据えたときに、その重要性はいやが応にも高まってまいりますので、それを踏まえた対応のあり方について検討していただきたいと思いますので、今回は総務というくくりですけれども、全体の課題としていろんな検討をしていただきますように、副市長も市長公室長もいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

次に、情報施策における危機管理等について、大槌町や南三陸町の事例をご

紹介いただきまして、また本市のメーンが2階にあるのは問題であるというお答えでございました。それを踏まえた上で、外部への分散やバックアップ等の体制について検討するということでありました。

洪水ハザードマップの表紙には本市庁舎が浸かった写真が使われておりますことを考えますと、やはり水害は本市でいつ再発してもおかしくないという環境であると思いますので、先ほどは防災資機材について申し上げましたけれども、こういったところにもしっかりと目を配りながら、全体的な防災対策に取り組んでいただきたいと、将来を見据えた対応をお願いいたします。

次に、消防の2点でございます。

悪質な訪問販売のケース等はなかったということで、これは一安心できる情報でありました。今の状況でありますと、これ以上何らかの手だてが必要になってくることは少ないと思いますので、現状を維持しつつ、設置がしっかりとなされて、それが結果的に防火につながる体制になるようお願いいたします。

最後になりますが、査察を含めて総合的な保安行政についてのお答えがありました。人材配置もしっかりと考えていただいた上のお答えでありました。これから新人さんもふえて、なかなか知識、経験の浅い方もそういった現場に出ていかれると思いますが、火事はやはり起こさないのがベストでありますので、そういった点から予防という重要性についてしっかりと啓発もできるように、査察のしっかりとした執行もあわせて環境整備に努めいただきたいとお願い申し上げます。

全体といたしまして、これは決算でございますので、これからにつながる内容であればいいなと思っております。これからというのは来年でありますし、さら

にその先でもあります。

今後、今の国や世界の動向を考えますと、さまざまな制度改正や人材育成の必要が出てくるかと思えます。その中には、これまでの方々が苦勞してつくり上げてこられたマニュアルやシステムがあろうかと思えます。しかし、それが必ずしもこれから必要なものであるかどうかはわかりません。そういったときには、勇気を持った決断も必要になってくると思えます。そういった点を踏まえながら、次の予算編成、またその次の編成、各種の教育、研修等につなげていっていただきたいと申し上げて、私からの質問を終わります。

○野口博委員長 三宅委員の質問が終わりました。

続いて、上村委員。

○上村高義委員 それでは、私から質問をさせていただきます。

予算の審議のときは収納率ということについて絞って質問をさせていただきましたけども、決算ですので不納欠損ということについて質問をさせていただきたいと思っています。

不納欠損の過去の経緯を調べてみますと、平成22年度決算において、初めて固定資産税、都市計画税において現年度分の不納欠損が出ているということであり、この不納欠損の内容と、どういう根拠で不納欠損処理をしたのかということについて、まずお答えいただきたいと思っています。

それと、過去の不納欠損の状況を調べてみますと、固定資産税不納欠損の率が非常に高いのが平成17年度です。これは過去の不納欠損のグラフなんですけども、それまでは滞納額に対する不納欠損額の比率なんですけども、3%できていたのが、急に17%になっています。こ

れは平成17年度決算で委員会で審査したと思うんですけども、改めてこのふえた中身について、どういう中身なのかということと、個人市民税においては平成19年度に異常に高くなっています。それまで約五、六%だったものが、この年は15%と異常に多くなっているわけなんですけども、この内容についてどういう状況であったのかということと、もう一つ、不納欠損がもし間違いであったら、結果的にどうなるのかということをお教えしてほしいんですけども、過去にある市で、実は不納欠損したんですけども、不納欠損を今すべきではない状況であったということで、市長がおわびの文を出している市があるんですけども、もし不納欠損処理が間違ったらどうなるかということと、今回の不納欠損の内訳なんですけども、不納欠損を処理するには、税は地方税法18条の規定による事項と、地方税法15条の7第4項と地方税15条の7第5項で処理するわけなんですけども、この中身がきちんと調べられているのかなという、比率がわかれば教えていただきたいということでお尋ねをしておきます。

次に、東日本大震災を受けて、先般の本会議でも一般質問がいろいろありましたけども、私がお尋ねいたしますのは、関連して4点あります。

一つは、自主防災訓練についてです。これも去年の決算で質問したと思うんですけども、去年の決算のときは自主防災訓練の実績の事務報告がないと、事務報告書に記載されていないと言ったんですけども、ことしも記載されていないんですけども、その自主防災訓練の総括はだれがしているのかということなんです。

これは各12小学校区で自主防災訓練が定着化してきております。しかし、長年やっているのでマンネリ化もあるし、

そのことを市行政としてどう捉えているのかというのが問題であって、実際に私はある自治連合会の会議に行ったときに、ある女性の方から今の自主防災訓練では不安ですと、自治会長何とかしてくださいという声がたくさんあったんです。やはり市民の皆さんは非常に不安感を持っているんです。だから、市民の安心、安全、安心感を与えるためにも何かしないといけないわけですけども、そのために第1点として、この12小学校区が実施している自主防災訓練の総括はしているのかということと、何か結果があるのかということ。

それと、総合防災演習、これは青少年広場でやっております総合防災演習です。これも関係機関が連携して夏の暑い日にやっておられますけども、事務報告書にやりましたということは書いていますけども、やってよかったのか、悪かったのか、問題があったのか、なかったのか、そこら辺が非常に見えてこないんですけども、そこらをちゃんと総括しているのかということが一つと、このことは地域防災計画に書かれている内容とそごはないのか、地域防災計画に書かれたとおりになっているんですかということが非常に問題なので、そごはないのかということでお答え願います。

そして、もし訓練の総括をしていたら、その議事録があるかということが問題になってきますので、その議事録はあるんですかということです。

それと、もう一点は、これも同じように災害対策本部指揮監督者机上訓練をやりましたと載っているんですが、これは本庁の職員、幹部職の皆さんが一堂に会して机上での訓練を行ったと書いてあります。このことも、訓練をやって、何が問題で、何がうまいこといったのかとい

うのが見えてこないんですけども、そこら辺の総括もご報告をいただきたいと思います。

それと、多分そこでも議論があったかもしれませんが、これは幹部職と書いてあります、管理監督者。一般職員はどうするのかということが見えてこないで、実際に動くのは一般職員も動きますので、そこら辺での関連はどうなっているのかということ。

それと、この関連で最後ですが、439ページに書いてあります東日本大震災の消防援助隊の救援活動ということで、これについては報告会もありましたし、大変ご苦労さまということで敬意と感謝を申し上げますけども、その後の消防隊員へのメンタルのチェックはきちり行ったのかということをもまず聞かせていただきたいと思います。

指定管理者制度についてお尋ねしますが、予算のときに指定管理料の予算額は総額で幾らですかと聞いておりますけども、決算が出てきたので、平成22年度における指定管理料の総額、決算額は幾らだったのかということをもまずお聞かせください。

それと、創造的人材育成事業ということで行っておりますけども、昨日17日付で新聞に載っておりますけども、被災地に向けて新任の職員を現地に派遣されたということで、育成を目的にされたということでもありますけども、それに対する成果、求められる成果、求める役割というものを、トップとしてどういうことで派遣をしたのかということ。新聞にはいろいろ書いてありましたけども、やはり喫緊の課題として防災対策をきちりする。すぐに成果が求められる状況だと私は思うんですけども、それに対して目的を持って、どういうことでというこ

とをきっちりと明確に示していつていると思うんですけども、それは何だったのかということでお答え願いたいと思います。

○野口博委員長 最後の質問については、今日、該当職員も一緒について行っております。一応、答えてもらいますけども、年度が違いますので配慮していただいて、次をお願いいたします。

答弁を求めます。野村課長。

○野村納税課長 それでは、私から市税の不納欠損に係りますご質問にお答えさせていただきます。

1点目の平成22年度固定資産税及び都市計画税に係る現年の欠損についてということでございます。この部分につきましては、その根拠となるものですが、地方税法第15条7の5ということで、そちらは即時停止という形の処理になっております。これにつきましては、通常執行停止の処理をした場合、停止後3年間、同じ状態が続いておれば不納欠損の処理に回るという形になるのですが、この即時停止につきましては、執行停止をかけた後、仮に3年を継続した場合でも資力の回復というものがその時点で明らかに見込めない場合については、現年度分についても即時で不納欠損処理をするというようなときに使っております。

今回の内容でございますが、法人の固定資産税についてですが、倒産や破産後の配当があって終了となったものや、無配当となって終結した部分がございます。その部分について、当初は滞納繰越分の執行停止を行っておったのですが、その法人に係る現年度分の固定資産税の課税もあったということで、倒産後廃止ということですので、法人としてはもう存在しませんので、仮に3年たっても状況が変わらないということが明らかですので、

同様の形で現年分についても欠損処理としたところでございます。

次に、過去の欠損で欠損率の高かったところということで、平成17年の固定資産についてでございますが、一番大きなところとしては、個人の固定資産税でございますが、これも執行停止後3年を経過した部分で約5,800万円を超える欠損となったものがございます。この部分につきましては、個人の方の名義の土地で、その個人の方が事業を行っておられて、その事業が失敗されたという形で事業が継続できなかったということで、その不動産について競売事件になったと。その部分について、本市としても交付要求という形で行って、一部未納税への配当というものがあつたのですが、その後、本人の財産調査をしても目新しい財産は見つからない状態であつたので、執行停止という状態を処理いたしまして、3年を経過した平成17年度に欠損という形で処理した部分でございます。これに係る部分が17年度の欠損額を大きくした主な原因かと思われまふ。

次に、平成19年度の市民税について高い部分がございます。この部分についても執行停止という形で行っている部分が大部分でございますが、主に破産などによって財産がなくなったということで、今後の納税が難しくなつたという処理で行つたものでございます。

それから、3点目の不納欠損が誤って行われたときの対応ということでございますが、この部分、我々は何重にもチェックしておりますので、基本的に間違つて行ふということは想定されておられないので、間違つて処理するということがないようにやっているということでご理解いただきたいと思います。

最後に、不納欠損に係るそれぞれ根拠

となる部分でございますが、先ほど委員からのご質問の中にもありました地方税法第15条の7第4項による執行停止、これについては滞納処分を前提とした財産調査というのを我々納税課で行っているわけですが、調査した結果、無財産であるとか、預金等もかなり少額な預金ということであったり、それを差し押さえることによって生活困窮に陥る場合が考えられるというようなとき、また所在等が不明な場合などについて執行停止という形で、3年間その状況が継続した場合については欠損の処理に回るというものでございます。こちらの割合が、22年度で見ますと欠損額全体の約50.2%になっております。

そして、同じく地方税法第15条7第5項、これが先ほどの現年の欠損でも触れさせていただきましたが、これが即時消滅というものでございまして、法人等が破産等によって将来においても徴収不能な状態が明らかな場合ということで、この部分が8.3%となっております。

そして、地方税法第18条の1、これは法定納付期限から5年間、差し押さえ等の処分等を行わないことによって起こる時効による消滅ですが、この部分が約41.5%となっております。ただ、この18条の1の41.5%の中には既に執行停止の処理をかけておいた部分も含まれております。というのは、執行停止をかけて不納欠損となるまで3年間の継続で状態を見るというところがあるんですが、その3年間のうちに5年の請求権の時効を迎えてしまう場合もございませう。この場合の処理は、18条の1ということで、請求権の時効による欠損処理という形でカウントしておりますので、41.5%という数字になっておりますが、この中の今言いました執行停止中の

ものということと、15条7の4、既に執行停止で3年間たった消滅部分、これを合わせますと全体の約78.3%というのが、我々の中で財産調査等を行った結果、やむを得ず執行停止、欠損の処理に回った分というふうになっております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 東日本大震災関連のご質問と、職員派遣、災害派遣についてのご質問にお答えします。

まず1点目、自主防災訓練についてでございますが、先ほども申し上げましたように、自主防災組織は旧の小学校を含めました12地区で組織が立ち上げられておまして、11月から3月までの間に防災演習、訓練が実施されております。

訓練の内容としましては、消防訓練を中心としておまして、水消火器の使用訓練であるとか、煙体験、AED、応急救護の訓練、バケツリレーの訓練、炊き出しなどが行われております。

この訓練内容につきましては、事前に消防署を含めまして防災担当と地元の自主防災組織が打ち合わせをして、どういう訓練をしようかということで事前に行っている訓練でございます。

事務報告書に記載されていないということは申しわけないと思っております。来年以降、その内容については記載していきたいと思っておりますが、それぞれの訓練につきましては必要な訓練であると思っておりますが、やはり参加者が固定化しているであるとか、その訓練内容について今回の震災が反映されているかどうかという意味においては、今後もう少し実際に即した訓練の内容について検討をする必要があるのではないかと考えております。

それから、総合防災演習についてでございますが、総合防災演習は例年9月に

実施しております。今年度につきましては、台風の接近で中止させていただいております。総合防災演習につきましては、各関係機関、自衛隊、茨木土木事務所、大阪府、関西電力や大阪ガス等、その関連機関と協力して防災演習を実施しております。

防災演習の内容につきましては、地域防災計画に記載されております内容に基づいて実施しております。

それから、議事録等総括しているものはないかということですが、こちらについても、防災演習を実施するに当たりまして、事前に2回ほど会議をさせていただいて、今回はこういう形で演習をしましょうということシナリオをつくって、そのシナリオに基づいて実施しておりますので、議事録はございませんが、その演習の内容となっております。

それから、机上訓練についてでございますが、昨年の1月に防災訓練としまして、災害対策本部の指揮監督机上訓練を実施しております。実際に災害が起こったときに、地域防災計画にございますそれぞれの担当部署がどのような被害が発生しているかを想定して、それについてどういう対応をしていくかという机上訓練を実施しております。

一定その机上訓練では災害を想定しながら、対応策を練るという訓練をやっておりますので、その成果はあったと思います。

それから、一般職員についても、従来は招集訓練をやっていたのみであったのですが、実際の災害時の行動計画に基づいた、例えば情報伝達訓練とか、そういうものを実施すべきではないかと思っております。今後、それを検討していきたいと思っております。

続きまして、今回の職員派遣、昨日、

職員を送り出す式を行いました職員派遣についてお答えいたします。

事前に議員各位にもお知らせしておりましたとおり、本日20日から12月22日までの間、10月1日採用の職員のうち被災地より採用しました職員2名を釜石市に派遣いたしました。

派遣の目的としましては、岩手県釜石市は今回の大災害におきましてまちぐるみの防災対策を構築したことにより、釜石の奇跡というのをご存じだと思いますが、特に子どもたちの大きな人的被害を免れた実績がございます。それから、復興においても大変うまく、NPO団体等市民と協働しながらまちづくりを行っているということをお聞きしまして、派遣職員には被災者の生の声を聞くということで、これからの災害の復興支援とともに、市が掲げます市民との協働のまちづくりについても十分に学ぶことができると考えております。

今回の派遣職員の経験を生かして、被災者の目線から摂津市の現在あります地域防災計画を見直し、高い防災意識のあり方など、本市の防災行政に反映させていきたいと思っております。また、不幸にも西日本においても災害が発生した場合、災害派遣の今回の経験を生かしながら、災害派遣等が考えられる場合には、そのノウハウとなるものだと思っております。

○野口博委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 それでは、消防総務課所管分の東日本大震災に緊急消防援助隊として出動したが、その後の隊員の健康状態とメンタル面についてはどうかという問いにお答えいたします。

緊急消防援助隊の活動には、大変過酷であったと報告を受けております。緊急消防援助隊の帰庁と同時に、出動隊すべてに対して派遣に伴う惨事ストレス等の

健康チェックを行っております。異常等はございませんでした。また、その後も継続して健康チェックは欠かさないう、最善の努力を行ってまいりました。もちろん定期健康診断には、出動隊員も含め全消防職員が受診しております。

また、今後もさらにメンタルヘルスに関する研修を積極的に受講する予定であります。

現在、緊急消防援助隊として出動した隊員16名全員が健康状態は良好であり、またメンタル面も良好でありました。

また、東日本大震災による被災地の環境は、想像以上に過酷であったことの報告を受けており、今後においては食糧、飲料、寝具等の装備品を充実していくことをかんがみまして、身体のみならず、精神面においても惨事ストレスを解消するため、メンタルヘルスケアを重視し、心身ともに健康な消防職員の人材づくりに努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、私から指定管理に関しまして、指定管理料の総額ということでございましたので、平成22年度の予算額と、それに対する確定の決算額についてお答え申し上げます。

平成22年度の指定管理に係るトータルの予算額は約15億661万円でございます。それに対しまして、決算におきましては約14億378万円となっております。

○野口博委員長 上村委員。

○上村高義委員 まず、不納欠損についてですけれども、即時停止したということですが、この現年度不納欠損という、私が平成8年から議員になって、ずっとデータを見ているんですけれども、今は22年ですが、十何年間で初めて現年度の不納欠損が表に出てきたんですけれども、

過去にも同じような事象があったと思うんです。そういうのはよくある話なので、過去にもありながら現年度不納欠損としていなかった。翌年度に繰り越して滞納分の不納欠損額と処理していたと思うんです。私は非常に決断が早くていい面もあると思うのですが、これはだれが決断したのかということが非常に重要であって、これは当然起案書を出して、課長から部長へ行って、副市長、市長といくんですけれども、その中で課長が決裁したものがそのまま通るのかという、だれからもクレームがつかなかったのか、コメントは求められなかったのか非常に興味があって、そこら辺はどうであったのかということ。

不納欠損の比率を先ほど聞きましたけれども、15条の7第4項の執行停止3年を過ぎて不納欠損するということが一番多いと、ほとんどがこれかと思っていたんですけれども、これを聞くと15条の7第5項が8.3%あったということです。ということは、ことし現年度課税した部分と同じような扱いが滞納分でもあると、調べるうちにそういうことがわかったと思うんですけれども、地方税法18条規定の事項、これは5年間、督促も何も出さなかったの、知らぬ間に5年が過ぎていた。だから、これは不納欠損ですという捉え方をしているんですけれども、1回でも督促状、催告、何かそういう処置を取れば3年間で落ちるわけですが、この18条規定の事項は何もしなくて5年を過ぎたから不納欠損という処理なんですけれども、最初は41.5%と言いましたが、実際は15条の7第4項が20%ぐらいあったのかという思いがあるんですけれども、この振り分けが非常にあいまいな気がするんです、今の話を聞いていますと、そういう印象を受けました。

それからいくと、徴税活動に幾らお金を使っているのかとお聞きしたいんですけども、実は国の移管を受けて名古屋大学の経済学研究科の梅村竜也さんと小川光さんという方が滞納と不納欠損に関する研究をされているんです。それに徴税活動と不納欠損の因果関係を調べておるんですけども、徴税活動にたくさんお金をつぎ込んで収納率が上がるということと、余りお金をかけなくても収納率は上がるかどうかという研究をしているんですけども、徴税費をたくさん使って必ず収納率が上がるとは限らないんですけども、しかし、摂津市も徴税活動として幾らかのお金を使っていると思うんですけども、そのお金は幾らなのかということと、徴税活動をしなかった場合、しなくても今のこの結果が出るのか、したからこの結果になったのかというのが見えないんです、この決算書の中では。だから、別に徴税活動をしなくても今の収納率があって、滞納額が発生して不納欠損になるということなのか、一生懸命頑張って徴税活動をした結果、この収納率になって滞納額を抑えましたというのが見えてこないんですけども、私は目に見える形にしたいという観点から質問をしているんですけども、そういった中で徴税活動の効果というのはどうされているのか、それを2回目で教えてください。

それと、摂津市においては不納欠損を整理する、先ほどだれが決断したのかと言ったんですけども、摂津市においては不納欠損を処理するに当たって、その実施要綱、取り決めはあるのかということ。この場合は税収がほとんどですけど、ただ新しく市営住宅の家賃も審査対象になるんですけども、全体でいくと保育料などもありますけども、それも不納欠損が発生しています。そういった場合に、

その不納欠損を処理するに当たっては、どういう基準で決めていますか。だれが決めるんですかということ。最終的には市長が決めることになっているんですけど、市長に行くまでにだれが決めるのかということが明確になっていますかということをお答えください。

それと、防災関連についてですけども、自主防災訓練につきましては来年から事務報告書に記載しますということで、よろしくお願ひします。これは2年続けて言っていますので、ぜひお願ひします。

そして、今の自主防災訓練、定着して市民の皆さんが毎年やっていますけども、やはり今の訓練を変えていかないとだめだというのは市民も思っているんです。その反省に基づいた新たな取り組みをするべきだと思うんです。

私は去年、1泊の体験避難訓練もすべきではないかということを行ったんですけども、いろんな自治体に聞いていけば、そういう話が出てくると思うんです。その結果、出てくるのは人、物、金なんです。お金も要るんです。それは予算に反映して、人、物、金が出てこなかったら今までと同じになりますので、そこには人、物、金をきっちりつかんでいかないと充実した訓練、より実践に即した訓練には結びつかないと思いますので、その辺をきっちり押さえていただきたいということでお願ひしますし、現時点で、皆さんもいろいろ勉強してここまで来ていると思うので、東日本大震災以降、何か考えれば答弁を願ひします。

総合防災演習についても報告がありましたけども、事前の会議は2回しましたという話がありました。事後の会議もしたのか、しなかったのか。今の報告ではしたという報告はなかったもので、やはり事後の会議もちゃんとして、そこでこと

しの訓練はどうであったのか、今の流れの中で求められる訓練内容とは何かということをしつこく示していかないと。あれは阪神淡路大震災を教訓とした訓練なんです。そのことをしつこく変えていくということが大事なので、そのためにはやはり総括をして、問題点を洗い出すということをしつこくやっていただきたい。

それと、机上訓練についても、管理監督者・幹部職はやられたということでありましたし、その総括もどうであったかといういろいろな思いがあったと思うんですけども、要は地域防災計画に書かれているのは、各部署ごとの役割を書いてあるわけです。この前の本会議の答弁では、地域防災計画は平成25年度に見直しますという答弁があったと記憶しているんですが、25年でいいんですかという、今すぐしなければだめなんじゃないですかというのがあるんです。そんなに古い計画で訓練しても意味がないんです。

今ここに組織改定があって、住宅担当課は総務部に来ているわけです。今までは5階の都市整備部にあったのが、ここに来て、あなたのトップは総務部長なんです。1階のこども育成課が6階の教育委員会に上がって、もう組織が変わっているわけです。変わっているのに、地域防災計画に書いている中身は前のままなんです。これで組織が動くはずがないんです。組織改定があったら、すぐにこれも変えるような仕組みがないというのが一番問題になってくる。だれがこれをするのかということと、そういう仕組みはどうなっているのかが非常に問題であって、それからいくと、今の地域防災計画は絵に描いた計画なんです。実態にそぐわない。

そのことを認識しておくべきだということであって、ましてや、一般職員の皆

さんに、今ここで地震が起きました、あなたはどうしますかと聞いたときに、私はどこどこに行きますと明確になっていきますかということが一番問題であって、それが訓練の中でちゃんと体得して、言われなくても動けるようになるのが訓練なので、市の職員は火災の避難訓練はありますけども、職員の1割か2割が出てきますが、ほとんど人は出てこないんです。お客さんがあれば対応しなければならぬので出られないということなんです。実際にそれで大丈夫なんですかというのがあるんです。それは日を改めてするか、机上訓練もいいんですが、机上訓練が代替案で出てきたと思うんですけども、全職員に対してそのことをしつこく認識してもらうためには、一般職員にも徹底してすべきではないかと思っていますので、このことについてもう一度答弁をお願いします。

それと、東日本の緊急支援ですけども、先ほどメンタルチェックについてはちゃんとしていますということで、その後の隊員も今のところは元気にやっていますということでありました。非常にご苦労さまということと、やはりせっかく経験を積んできたので、この隊員の皆さん、16名が行かれたので、この貴重な経験を摂津市民のために活かしてもらうために、向こうで体感したことを基に摂津市における防災、避難のための提言みたいなものをつくっていただけないかというのがあります。

幹部職が聞き取りでもいいので、それを聞き取った結果をちゃんとまとめて、提言という形でしてもらうのが市民のためにもなるのではないかと思いますので、そのことについてお答え願います。

それから、指定管理者につきましては、結果的に予算より決算の額が若干減って

いるということでありました。

指定管理者の総額管理については、予算のときも質問しましたし、我々議員では予算、決算の額が総額として非常につかめないんですけど、やはりそれはきちりと、予算、決算のときぐらいはわかるようにしていただかないと、チェックする側としてチェックできないです。それは明確にわかるように、総額は幾ら、予算は幾ら、決算は幾らということを示していただかないとチェックが甘くなるので、その辺はよろしくお願ひしたいということと、その後、指定管理者についてのいろんな検討をされているというのが載っていますけども、今の指定管理者制度に向けた動きについて、現状についての報告をしていただきたいと思います。

○野口博委員長 野村課長。

○野村納税課長 それでは、2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の即時停止に関係しまして、当然決裁を上席までいただくわけですが、その間でクレーム等はなかったのかという問いでございます。

執行停止につきましては、先ほども申しました地方税法15条の7第4項及び第5項等によって規定されておりますので、それに基づいて行っておりますので、基本的に内容についての説明等は行っておりますが、その分で決裁がいただけないということにはなかったと承知しております。

その執行停止につきまして、ご質問にもありましたが、不納欠損の基準というのは地方税法に定められている部分でございますが、その基になる執行停止についての基準というようなものを私どもも作成しております、それに基づいて処理調査を行い、処理を行っているとい

う形になっております。それを基に決裁の処理を行っておりますので、個人個人の基準ということではなくて、一律に定めた基準を作成しておりますので、それに基づいて行っております。

そして、欠損の中で地方税法18条の1ということで、請求権の時効の5年についてですが、督促も催告もしていないのではということですが、私ども基本的に督促、催告については全件行っております。であって、なぜ請求権の時効というのが発生するのかということですが、滞納処分、差し押さえや執行停止、分割納付のお約束をいただいた部分については、その時点で時効というものがとまりますが、滞納処分を行っていないものについては、督促を出しても、その日からまた時効がカウントされていくという形になりますので、それによって5年間たった部分については、やむを得ず請求権の時効による欠損処分という形になっております。

そして、ご質問にありました徴税活動に要した費用ということでございますが、私どもで国に報告しております徴税費というものにつきましては、昨年度3億4,640万円ほどになっております。このうち、職員の人件費に係る部分は2億2,000万円ほどかかっておりますので、それ以外が事務等で使用している部分になろうかと思ひます。

そして、徴税活動をしなくても、しても同じかどうかというところでございますが、事実、我々納税課の職員は日々税金の納付ということ、また徴収ということで日々業務を行っております。その中身につきましては、先ほどもありました督促や催告を行う、催告についても文書催告や電話催告等々いろいろと行っております。

そして、今回のご質問の大きいテーマの不納欠損でございますが、それを行う場合も当然滞納処分を前提とした財産調査等々も行っております。これによって財産が判明した場合は、担税する資力があるということで差し押さえ処分という行動も行っております。調べた結果、逆に財産がないとか、押さえることによって生活が困窮する恐れのある場合については執行停止という手続も行ったりしております。

また、それとは別に、毎年市民税、固定資産税についても5月、6月に年税額と4期割の納付書というのを市民の方にお届けさせてもらっています。中には期別どおりのお支払いがしんどいということで、窓口や電話での分割での納付相談等々もございまして、そのあたりの業務を行っております。それによって税金の確保というところが図れているのではないかと思いますので、仮に我々の業務がなかった場合ということでございまして、基本的には税金は納期内での自主納付が原則になっておりますので、納期内での納付分については確保されるかと思いますが、それ以外の部分については我々の業務でというところと少し語弊がありますけれども、活動した中で確保してきている部分ではないかと思っております。

その部分で申しますと、平成22年度の現年課税分の市税の調定額が約188億円余りとなっております。この部分について、納期内納付ということで納期限内に納付いただいている金額が約177億円という形になっておりまして、そこから言いますと11億円程度が納期が到達した時点での未納という形になっておりますが、その部分については督促、催告もそうですが、分割等、滞納処分等々を行うことによって約8億2,000万円

ほどの徴収をすることができておりますので、徴税活動をやっているの効果というふうにご理解いただければと思います。

最後に、不納欠損になる基準ということでございますが、先ほどもお答えさせていただいたとおり、不納欠損については地方税法によって定められておりますが、その前段階となる執行停止の要件等については、我々で執行停止の基準等々を作成して、それに基づいて課員一同一律な判断で処理を行っているところでございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 東日本関連といたしまして、先ほどの自主防災訓練の新たな訓練について何か考えておるかということについてお答えします。

今考えておりますのは、避難所に速やかに避難するという招集訓練であるとか、問題となりました要援護者をいかに避難させるかということで、地元自治会の協力を得まして避難する訓練等を考えております。

また、これは大阪府等との連携にはなると思いますが、帰宅困難者訓練というのが近々行われます。これは職員だけ今回は参加するというところで、大阪駅周辺から摂津市までどのように戻るかという訓練も実施されることで、来年以降はこのような訓練も市民の方に参加していただくことを考えております。

次に、地域防災計画の見直しについてでございますが、現在の地域防災計画は平成19年に改定したものでございまして、そのときは災害基本法の改正ということで大きな変更点がございました。今回、25年以降ということでご説明させていただいておりますのは、津波被害、現在、阪神淡路大震災がベースになっております被害想定が今回の東日本が置きか

えられて、新たな被害想定をするということ、大きな変更について25年度以降というふうに検討しております。

先ほど委員からご指摘のありました機構改革、そういうものについては速やかに変更したいと思っておりますし、また現在考えております避難所の増強ということで、民間企業、私立の学校等に広げていくとか、備蓄の再配置等は簡易な変更の内容として逐次変更したいと思っております。

○野口博委員長 堤参事。

○堤警備第2課参事 東日本大震災への派遣によって、本市の防災に何か提言ができるものはないかというご質問にお答えします。

派遣隊員は帰庁後、活動内容を取りまとめ、市長、市議会、職員をはじめ、各企業、団体、自治会からの講演に多数出向きました。この大震災でも、やはり隊員からの聞き取りによりますと、日々の訓練や心構え、自助、共助による地域防災力の向上が防災または減災に着実につながるものと聞き取っております。これからも自主防災訓練などの機会に積極的に講話などを行い、市民一人ひとりの防災意識の向上に努め、今後の本市防災活動の参考にしたいと考えているところでございます。

また、活動記録の冊子につきましては、大阪府下消防長会が「東日本大震災緊急消防援助隊大阪府隊活動記録」と題しまして、府下各消防本部から派遣された隊員の活動を約200ページにまとめ、災害の概要、被害状況、活動内容、関係機関の対応等を詳細に記載した記録紙を現在作成中でありまして、これらに投稿した手記や講話で用いたパワーポイント等の資料、今回の派遣活動に係る資料については一括保存し、有効に活用してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、指定管理についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、ことしの3月の第1回定例会の委員会でもご指摘のあったことですが、指定管理料の予算額が非常にわかりにくいというようなことで、債務負担行為の額と予算の事項別明細書の額、協定書の額、これが三者三様であるということ、今回は2回目のご指摘でございます。予算につきましては自治法施行規則におきまして、目的ごとに調製することになっておりますので、そのあたりがなかなか、例えば社会福祉事業団でありましたら老人福祉センターであれば老人福祉費という目に計上されるんですけども、そのほか身体障害者福祉センター、そのほかのくすのきやはばたき、これについては身体障害者福祉費ということで予算計上が分かれるわけですが、今後、担当所管と財政当局とも話をしまして、なるべく見えやすいような形に何とかできないものかということを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、指定管理と外郭団体をめぐるその後の動きということでございます。

去年8月20日に総務常任委員協議会を開いていただきまして、指定管理者制度の指針の第一次改訂版についてご説明申し上げたところでございます。その中で申し上げておりました、平成22年度につきましては各外郭団体、これは7団体でございますけども、うち社会福祉協議会につきましては厳密に言いますと外郭団体ではございませんで、監査という財政援助団体という位置づけで、指定管理者ということではございません。これも含めまして、7団体から業務改革、改善、

経営強化等の取り組みの指針ということ、各団体で自分たちのことを分析していただいて、これからどのように改善、改革をしていくかという取り組み指針を出していただくということにしております。これにつきましては、全7団体から3月末日までに提出を受けております。

それから、平成23年度につきましては、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会ということで、第1回を5月27日に開いております。委員の構成としましては、行政側は副市長、総務部長、市長公室長、外部委員は3名でございます。大学の先生、民間からの委員が1人、経理経営に関する識見を有する方、これは税理士の方ですけれども、合計6名で発足いたしております。先ほどの指針の内容や今までの経過の説明につきまして、第1回で事務局からご説明申し上げて、1回目につきましては今後の議事の公開、非公開について審議がなされております。それを受けまして、2回目につきましては7月に各7団体を所管されております市内の関係部局、具体的に言いますと保健福祉部、生活環境部、都市整備部、こちらの部課長にご出席いただきまして、委員との忌憚のない意見交換ということで、行政として外郭6プラス1団体の7団体の方にどうあっていただきたいのかということを含めて議論がなされております。

それから、9月初旬でございますけれども、今度は各外郭団体の施設、どのような業務をやっておられるのかわからないと、なかなか議論ができないということもございましたので、1日かけまして市内7団体の事務所や施設について見学、視察をいたしております。

その後、10月に2日間に分けてまして7団体の理事長、局長、プロパー職員に

お越しいただいて、各委員と意見交換を持っていただいております。

今の段階では、3回の委員会と1回の現地視察ということで、現在のところ、中間的な取りまとめ等についてはできておりませんが、今後も事務局で日程等をお示ししながら、引き続き検討を進めていただくこととしております。

○野口博委員長 上村委員。

○上村高義委員 3回目の質問させていただきます。

不納欠損につきましては、不納欠損処理の要綱があるということでありました。これは内部文書としてあるわけですよね。できましたら、それを提出していただきたいということをお願いしておきます。

それと、徴税活動として今回では188億円の税収の中で177億円が納期内であって、11億円が頑張った成果というお話でありましたが、いずれにしても成果がわかりやすいようにしてほしい。

実は、これはそういう債権管理のフローなんですけれども、最終的には不納欠損に陥るんですけども、納めてくれれば右側に来るわけなんですけれども、いろんなところから、途中から右に来るわけです。すぐに納めたら一番上から来ますし、督促や電話をしたら横から来ますし、家まで行ってお願いすれば払ってくれましたとか、これが徴税活動なんですけれども、この1番目が幾らで、2番目が幾らで、3番目が幾らというのが徴税活動の効果だと思うんです。

結果的には不納欠損になりましたと。これは不納欠損処理要綱によって処理しましたということで、この数値が明らかになってくると思うんですけども、それをきっちり押さえるということが管理、マネジメントの仕事である。それでみんなが手順に基づいて事務を執行するとい

うこと。それでよく頑張った、頑張らばなかったということがわかるのではないかと思っていますので、債権管理、回収については副市長が委員長でありますので、そういったことで摂津市として不納欠損について、あるいは収納についてどういう考えを持っているのか。その考えが職員の意識、モラルに影響しますので、そここのところを答弁願います。

それと、自主防災訓練、東日本関連についての摂津市の防災のあり方ということでありましたが、先ほど自主防災訓練については、いろいろな問題があって見直しますということでありました。

新聞等々でもいろんな記事が書かれております。産経新聞に載っていますのは、新潟県の長岡市が防災拠点校舎、避難所として長岡モデルというのをつくったみたいで、いろんなところから視察や見学に来ているみたいなんですけども、耐震工事をするとき以前の新潟県中越沖地震であったことを参考にしながら、避難所としてより良い形の避難所をつくったということで載っています。今でも避難所にはみんなが行くんですけども、そこにはテレビもない、通報手段がないんです。先ほど防災無線の話がありましたが、あれは一方通行でありますので、向こうからの情報もほしいんです。双方向の情報がほしい。そして、ここに書いているのは、教職員の部屋に電話があって、体育館には電話がないんだと。だから、職員が体育館と教職員の部屋を行ったり来たり、非常に大変だということで、体育館に電話を置きましたというようなことが書いてあるんです。そんな話がいっぱい出てくると思うんです。そういう話をいかに吸い上げるかというのが大事であって、その辺はやはり自治会長さんの力を得ないと情報が入ってこないの、それ

は体験してもらって、問題点が出てくると思うんですけども、そういったことを12小学校区の自治連合会の会長さんたちと集まって、どういうやり方をしているのかと。

どんなやり方をしているかというのも、我々議員はあちこちに行きますのでわかりますけれども、一般の市民の方はよその訓練内容は知らないの、そういう情報公開をして、見せて、連携する。そして、問題点を洗い出すということでやっていただきたいと思っていますので、これは早急にしないとだめなんです。もう11月で、そろそろ各地区で始まっています。平成23年度は無理にしても、24年度以降についてはそういった形で、今回、職員が研修に行っていますので、そういうものも参考にしながら訓練に生かしていくということが大事じゃないかと思います。

それと、総合防災演習、対策本部の机上訓練、これをやれば防災計画を見直す。随時改定するんだということではいけないと、最新版にならないんです。条例は議会ごとに変わるんです。摂津市の条例はすぐに差しかえがきて変わります。しかし、この計画はずっと眠ったままなんです。本来は表紙に書くようになっていっているんです。変えてないから書いてないんであって、本来は都度、平成17年につくったので、18年、19年、20年、21年、もう四、五年たっているんです。四、五年たったら組織も変わっているし、それは改定履歴として残っていなかったら、生きた地域防災計画になっていないということになります。

そういったことで、ここも本部長は市長なので、副本部長の副市長はどう考えているのか。地域防災計画の見直しや実践に即した防災演習、そこら辺が今の東

日本大震災を経て、摂津市民に対して安心感を与えるために、やはり計画も見直し、訓練もきっちりするというように私は思いますけど、副市長として、副本部長としてどういう考えなのかをお聞きします。

指定管理につきましては、今検討中ということで、私も興味深く議事録を見ているんですけども、計画では平成24年度ぐらいに答えが出ることになっていますので、ことし1年、一生懸命議論されて、24年度には新たな形での指定管理、25年から新制度に移行すると。24年度中につくられるということなので、1年間きっちり議論して、また来年度の予算等々にどういう形で入ってくるのか見ていきたいと思っておりますので、これは要望としておきます。

○野口博委員長 2点ほどまとめて、副市長。

○小野副市長 防災のあり方につきましての上村委員のご指摘でございますが、私も基本的にはいま一度、例えば中越地震での、現在、全国市長会の会長をやっておられる森さん、その方がじかに体験された形のものが出ております。その中で私も非常にそうだなと思う言葉、「見逃し三振よりも空振り三振」という言葉があります。今回の豪雨でも名古屋があれだけ避難をかけた。あれは、ある意味だと空振り三振であれだけの避難が出ました。だから、やはり一番大事なことは、今言われたように市長なり、副市長なりがどういう意味合いを持つかということが一番大事なんだろうと、そのことは非常に思います。

それで、私ももしもああいう形が、今回の台風12号、15号でも、東日本大震災でも、例えば行政側で具体的に水が出た、水道をひねった、しかし下水道が

断裂していた、汚水が吹いて涌いた、また水をとめたということがあるんです。だから、決して水が出ることが、この下水道普及率も94、95、96%となっていますが、そのことをいかに想定するかということも大きな課題であります。

それから、避難所は全国で言われているように、家のものが大事だから早く帰りたい、自動車で寝る、多分大都会では避難所は使わないんじゃないかと言われています。多分そうなってくると、エコノミー症候群の問題がありますし、そういうことも想定した中で、避難所の考え方も一度具体的に、私は具体的に全国の災害の基本で頑張って、キーワードは自治会と消防団だと言われています。したがって、そういうところと具体的にいま一度、防災訓練のあり方は単に手順ということではなくて、大事なのは自主防災の分もやはり資機材の活用と、起こったらどういう手順で進めていくかということがなかったら、単に集まられて、通常のルーチンでやって、終わったということではなくて、まず資機材が使えるかどうか、あるかどうかということと、どういう手順で自主防災を動かしていくかということの基本に立ち返るといようなことも、上村委員がそこまでおっしゃるかわかりませんが、私はいま一度、こういうことになったときに過去の大きな阪神淡路、東日本、中越地震等々あるわけですから、それらの本も売っています。それらの資料もあるわけですから、私はそういうことをもう一度、多くは申しませんが、立ち返って具体的に話し合いをするべきだと思っています。

それから、もう一つは、ここに出ておりませんけれども、例えばマスコミ対応もすごくトラブっているんです、どこもかしこも。2週間に1回ぐらい応援隊は

代わりますから、マスコミ対応はだれが対応して、だれが責任を持つのかということですか、隠さないで全部出さないといけないとか、マスコミ対応で追われてしまったということが、どこもそれで疲弊したということはどこでも言っていますから、そんなことは予測していません。ですから、そういうことは今言った阪神淡路、東日本、中越地震等々がありますので、きょうから釜石市に職員二人を単に行かせるのではなくて、なぜ摂津がそこに行ったのかということの中が2点ありますが、申しませんが、そこにきちり行って、そして私が昨日言ったのは、例えば、この二人が非常に評価が高ければ、私は第2陣があってもいいと。しかし、この二人が中途半端であれば、釜石も結構だと言います。2か月間行きますので、いま一度、私どもも山本次長なり、防災管財課長と議論しまして、もう一度基本に立ち返って、帰ってきたら彼らの意見も聞いた上で、市長ときっちりと具体的な、単なるシミュレーションではなくて、起こった場合の想定の間としてということ、もう一度議論するのに遅くはないということを考えておまして、消防長なり、消防危機管理センターの中の資料もあるはずですので、それらも活用しながらもう少し具体的な形ということも出してもいいんじゃないかということをおもっていますので、そういう議論をさせていただきたいと思っています。

それから、債権管理の問題で、この問題は市長に専決の権限をいただきました。基本は野村課長も言いましたが、一番気にしているのは過去にあったように、下水道使用にあったみたいに、何か債権を延ばしておいて、実際に動いてないと。時効が来るのを待っているんじゃないかという議論を今でも覚えています。

したがって、私はこの問題というのは、あのいただいた中身のとおりやると。ただし、その中にはまず実調、もちろんプライバシーの問題がありますが、データが上がってきています。本当にいただけない人、行政に対してクレームを言いながら、だから払わないと言っている方はやると、そういうことで具体的にやっております。税も入ってきております。国保料も相当上がってまいりました。

この4月、1名納税担当を増員しました。国保担当も増員したんです。それは単に増員ではなくて、やはり税も国保も聞いていますと、ちゃんと市長は目を向けてくれていたという気持ちがあるみたいですが、一部に。この厳しい中で税に1名入れてくれたと、国保に入れてくれたということがモラルの高揚になって、頑張ろうということで、具体的な数字で上がってきています、23年度も相当。いただける方についてはきちりやるということで、私はそういう成果も上がってきていますし、督促なり、面談なり、きちり手続を踏んで、いただけない方も行くのではありませんと、いただける方についてはきちり捕捉していくということにしておりますので、一気に上がりませんが、私は23年度予算の中でも相当頑張ってくれていると思います。

したがって、私は税の中身というのは、まず職員がやる気をいかに持ってくれるかということが非常に大きいと思います。これは間違いなく。他市の場合ですと、その人間を呼んで、おまえに5年間任せるところからと言っているところもあります。そういうところは必ず、データを見ると上がってきています。ですから、そういう意欲のあるということを持たないと、単に仕事では私はなかなか進まないだろうと思いますので、今後も限りある中

ですけれども、結果が出るのであれば、歳入確保で人員の増も含め、職員のやる気の出る形を、例えば市長が担当課の意見を聞くなりして、それは非常に効果があるように私も思っておりますので、いただいた専決委任の中身の形をきっちり出させていただきます。ただし、取れない方について追うことはできませんので、これは分けております。

そういうことで、相当厳しい形でもって対応し、名前は申し上げませんが、具体的に大きな形で、一人の方だったら1,000万円、2,000万円とか、そういう形もつい最近も入ってきているようなこともありますし、息の長い面談と督促、実態調査に基づいて、これからも頑張っていきたいと考えておりますので、23年度予算の中でも頑張っていきたいと思えます。

○野口博委員長 上村委員の質問が終わりました。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、質問をさせていただきます。

決算概要で4ページから、それぞれ歳入歳出、財政運営についてが載っているので、改めてどの項とは言わずに質問させていただきたいと思うのですが、平成22年度は摂津市の特徴といたしまして、今年度も2億数千万円が黒字に計上されているという状況の中で、実際は人件費を削減されてくる中で、扶助費並びに公債費、特に繰出金、こういったところが毎年伸びてきているような状況でございます。

今年度、たばこ税が25億円入っている中で、平成23年度大阪府に交付した背景もありますが、決算上では大阪府に交付した金額も入れて2億数千万円の黒字というような決算を出されたわけです。

ということは、実質は私は赤字であったというふうに感じているんですが、これは数字ですから、私が言っているのは間違いないと思うんですけども、そういった中で平成22年度財政運営を見ていったときに、毎年、話をさせていただいている部分でいきますと、ことしは基金の繰入は前年度より非常に低く、半額程度になっているんですが、市債の発行額というのが、ここの部分については当初予算を組んだ以上に決算額で上がってきているということの中で、市債の発行の全般的な考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、冒頭申し上げましたように、紙面上は黒字になっていますが、6月に大阪府に交付した額が当時は入っている中での黒字にしている、この事実についてお答えをいただきたいと思えます。

その背景といたしましては、決算概要42ページ、43ページで記載されていますような健全化判断比率の状況を見ても、これを見ますと健全財政だというふうに財政当局が言われているんですが、ただ気になってくるのが、やはり平成22年度の標準財政規模が20年度と比べては3億3,000万円ほど下がってきていると、これが非常に気になる点でございまして、この要因について具体的にご説明をいただきたいと思っておりますし、この歯どめについてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、連結実質赤字比率を見ますと、マイナス13.54というふうになっております。見かけ上は非常に健全な数値になっているけれども、やはり特別会計への繰出金が44億円もいまだにあると。こういったことを捉えて、財政としてどのように考えられて平成22年度の財政運営を行ってきたのかという点について

お聞かせいただきたいと思います。

それから、市債の発行状況についてですが、決算概要の18ページ、市債発行額の調べです。銀行資金や財政融資資金、大阪府市町村振興協会、いろいろと発行されておりまして、大きくは2点について非常に気になる点がありまして、大概が年度末の3月31日に発行されている、この部分についてどういう現象が起きているのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

さらに、銀行融資でトータルいたしますと18億7,200万円が市債発行額で市中銀行から借りられていると。この中で、市中銀行で借りられているのが5億円で借りている退職手当債の利率が1.83%で一番低いんですが、そのほかの銀行につきましては1.99%となっております。公的な資金を借りているところでいきますと、大阪府市町村振興協会なんかは0.3%、全国市有物件災害共済会は0.4%、こういった低金利のところもあるんです。

何が言いたいかというと、この銀行資金というのが指定銀行から借りているというふうに推察するんですが、摂津市がこれまで協力体制にある指定銀行が、今この時期に1.99%でないと貸さないというのが少しおかしいのではないかと。本来ならば、今やれば、いろんな銀行で短期や長期にしてでも入札すると1%を切っているような時代になっているのに、今なお1.99%というのはどういう背景からこうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、一時借入金の借入状況で、この分につきましても非常に気になるのが、先ほどの市債発行の期日の問題もそうですが、こちらの一時借入金もやはり出納閉鎖期間に余りにも集中し過ぎてい

ると。だから、原課が国からの補助金、大阪府からの補助金並びに交付金というのを余りにも把握せずして、会計室になるのか、財政課になるのかわからないけれども、本来入ってきているものを見過ごしながら、安易に一時借入をやっているのではないかと私は危惧しております。この点について、ここで集中しているのは何でかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点については、ここで財産区の積立金、後ほど土地開発公社のところでもっと詳しく質問いたしますが、この期日が4月22日から9月30日までと、4月22日から10月22日までで、1年間通年ではないんです。これは多分、土地開発公社の物件で一時借入という手法を取ったと思うんです。1年間通年で借りていたものを、これは一時借入に当たらないと以前指摘した中で改善したと思うのですが、それが半年だけ借りて、残り半年が空白になっているんです。もっと具体的に言うと、10億6,900万円を土地開発公社では1年間で借入をしております。さらに、補助金として2,500万円、これは補給金という名称になっていて、土地開発公社の財産区財産からの借り入れに対する補給金770万円という形になって、残り1,700万円が準備金に組み入れられているんです。

ですから、一点は一時借入金で財産区財産から借り入れていたものが、なぜ半年しか借りていないのか。もう一点は、財産区財産から市役所が借入をして、市役所から土地開発公社に貸し出しをしているというふうに思うのですが、この辺についての市役所と土地開発公社との覚書があって、そういうふうに金の授受をしているのかお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの2, 500万円についても、一点はこの2, 500万円、要は土地開発公社に対する補助金のあり方ということを見ると、他市では監査請求が来た市もあるようでございます。その2, 500万円の補給金のあり方ということで、補助金団体でも何でもなし土地開発公社に対して補助金を出すに当たっては、本来、条例もしくは覚書の中で操作をしなければならないと。それを制約しているのが、理事長が副市長で、そこの理事が大概行政の役員ということですから、より厳しくなっているんです。ですから、その2, 500万円の動きと1, 770万円の余った分を準備金に持っていった部分についての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、法人市民税についてですが、法人市民税を質問していくのが目的ではなしに、私は法人の、一般質問でも話をさせていただきましたが、摂津市の企業の実態が何社あるのかというのを追跡調査で調べさせていただいております。これは摂津市内事業所調査、人員6名をかけてやった分ですけど、その実態からいきますと、法人、個人をがっちゃんこしているのがこの事業所データ調査だと思うのですが、3, 916件を調査して、その当時は1, 201件が行方不明だったというふうに出ているんです。

今回、この決算に当たって資料請求をいたしましたところ、摂津市での法人均等割で出されているのが、減免法人も入れますと3, 009社、法人税割で表わされているのが1, 129社ということで、実態としては均等割は必ずいただいていると思うのですが、こういう状況であるということがわかりました。

ただ、この中で法人税割で1, 129社というところしか利益を上げていない

という点について、税の方に聞くのも何ですけど、簡単な質問といたしまして、この3, 009社というのはどういうふうな調査をされて、企業を把握しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、消防関係で決算概要の138ページに指令・通信関係のことが載っているんですが、これは後ほど防災でも話していきますが、これからは広域行政と通信網の整備ということが必要不可欠になってくると思っております。その中で、国が出されております指針の中で、消防の指令業務の共同化というのがいろいろと動かれて、摂津市でも吹田市と摂津と共同で広域化に係る勉強会をされているということも伺っておりますが、現状の進捗状況と、茨木と吹田と伺っておりますが、消防行政が考える共同の考え方と、総務防災もしくは市長公室になるのか、政策的なことですから、考え方、双方お聞かせいただきたいと思っております。

決算上でいきますと、消防指令については2, 400万円が執行されているんですが、これを単独してやると、新たな国の指導に基づいてやると相当な費用もかかってくるということで、他市ではそれこそ広域消防行政をやっているところもあれば、通信指令については共同でやっているというようなことになっています。この1年間の動きについてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、事務報告書の最後の救急搬送の実態なんですけど、438ページです。年間出動件数4, 133件、搬送が3, 830件、非常にご苦労いただいておりますが、この1年間を通じて気になって、私も体験をしたんですけど、消防に緊急で119お電話を入れて、消防自動車が見地に着くのは非常に早く来ていただいております。これについては、市民

の方からも非常に評価をいただいているんですが、ただ、それから病院を探すまでの時間が相当かかっているように伺います。

事前に消防からの資料をいただいていますと、摂津市内での救急搬送率が非常に低いんです。他市の吹田、高槻、東淀川、守口、こういったところにゆだねなければならぬ状況であると。こういう状況を伺っているんですが、消防で具体的に実態、119にかけて、現地に行って、それから病院を探すのにどんな状況になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算概要の138ページ、これも消防団活動事業費のところなんです。消防団の活動の関係で、これも大型災害になったときのことを想定しますと、消防団には一般の方と市の職員、議員も入っています。その中で、大型の災害になると所管がどこに属するのかということが非常に気になっておりまして、先ほども出ておりましたように、災害対策本部を設置したときに、市の職員は消防団活動を優先するのか、災害対策本部の指示を優先するのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

もう一点については、この消防団については、消防団の規定の中に報償規定が載っております。さらに、出動した場合に1人2,000円の部分が載っておりまして、出動した場合の1人2,000円の場合は労働の対価という認識はできるんですが、市の職員並びに市議会議員が報酬並びに給与をいただいている中で、その報酬をいただくというのがいかなるものかと。

もう一方での規定というのは、地区振興委員に関しては、これは報酬が伴うので、もう一方での理由もありますけれど

も、報酬だけを考えると、これについては市の職員並びに市議会議員は地区振興委員にはなれないという規定もあります。

もう一方では、我々議会活動等検討委員会の中で、それぞれ外部の委員会について報酬が伴うことは自粛をしておりました。そういう経過の中で、消防団員の命令指揮系統はどうなっているかということと、報酬の部分と、市議会議員の消防団の加入の方針について見解をお聞かせいただきたいと思います。

昨年度もそういったことで費用が発生しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、消防の関係で、予備費、決算概要の28ページ、これは先ほどからいろいろと出ておりますけれども、ことし3月11日の震災に出動し、本当にご苦勞をいただいて、総務常任委員会としても報告会も持たせていただいて、行った現地の報告をつぶさに伺わせていただきました。行った職員のスライドも見せてもらったんですが、そのときに、やはり行くのにはかっぱが一番よかったとか、装備が不十分だったとか、いろんなご意見をいただきました。

その当時は、75万2,000円で消防費、需用費を使って装備品関係をそろえたということになっているんですが、私は本会議も言いましたように、3月11日以降、これから防災計画を組む以前に、まず今何ができて、何をやらなければならないかということを経験を9月の本会議でも指摘をさせていただきました。その中では、備蓄品や装備品というのを、今は大概18か所が、地上面にあるものをできるだけ学校現場、民間に協力をいただいて高所に持っていきなさいというような話もさせていただきました。そういったことでは、これは決算ですけれども、

3月11日の東日本大震災以降、行政が防災で動いていた内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

そういった面では、消防並びに防災として、今の摂津市内における装備について、何を充実しなければならないか、この点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、この4月から市営住宅が総務常任委員会の所管になりました。久々に質問できるということで、うれしく思っております。

市営住宅が着々と建設されておりました、平成22年度の継続費で建築関係につきましては、16億3,600万円、事務報告書で市営住宅の関係で出ておりますのが226ページに載っております。

一つは、事務報告書の書き方も指摘しておきたいと思うのですが、もともと市営住宅等建設工事と書いているから事務報告書での工事請負費14億8,750万円ということで、金額は市営住宅だけはなしに、ここに隣接する地域福祉活動支援センターの建設事業と外構事業も入った工事請負金額になっているということです。ならば、ここで例えば、福祉のほうからの視点で質問するときでも、この事務報告書ではなかなかわかりにくいんです。

予算については、継続費では民生費で2億6,200万円、市営住宅で16億3,600万円、トータル18億数千万円の工事が、落札差金を考えると、3億数千万円安く落札しているということを、これは両方を見ないとわからないんです。それが工事前払金でも歴然として出ているんです、7,000万円というのが、この7,000万円の内訳というのが、業務委託で422万円といつても、390万円が市営住宅、福祉センターが31

万6,000円、こういったことなんです。だから、この点については今後見やすくするように改善していただきたいということで、これは要望しておきます。

こういった市営住宅等の建設をしているにもかかわらず、隣にあります三角地のところ、温水プールと市営住宅の進入路の三角地2,000平米を、今回はなぜ工事範囲の中に入れて取り組まなかったのかということについて、まずお聞かせいただきたい。

これについては、あの三角地というのは将来の温水プールの建てかえ用地として残すというのを伺っているんですが、それがこれから10年、15年先、20年先になるかもわからない中で、そのまま空き地で置いておくと、それこそ維持管理費が非常にかかるということの中で、一帯工事として一時駐車場などに活用する必要があると思っているんです。だから、その点について、なぜそこまでの広範囲で考えられなかったかという点についても1回目から聞いておきます。

それと、市営住宅の政策空き家について、事務報告書の225ページにあるんですが、政策空き家を持っていたから東日本大震災の被災者が摂津市に来られて、政策空き家の中で住まれているというふうに伺っております。現在、鳥飼八町と一津屋第1、第2、ここで3室が政策空き家として残されているんですが、政策空き家の基本的な考え方、何室を本当は持つておかないといけないのかという点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

それと、市営住宅の使用料収入の未済額、滞納分が647万8,700円、平成22年度末で。実態が非常に高額に滞納されている方がおられます。1世帯で177万5,400円、もう1世帯が1

65万5,200円、次の方で75万4,000円、こういった市営住宅使用料の滞納があります。

調べていくと、言葉を選ばないといけません、生活保護の方は16世帯が市営住宅に入られているんですが、滞納者がゼロなんです。それを調べていくと、市営住宅での滞納分が647万8,700円、この実態はどういう生活をされているのかということ把握しているのかという点がまず一点。

これがさっき出ていた不納欠損の関係でいきますと、一番ためている方が54か月、今年度の決算を見ると不納欠損額がゼロになっているんです。この市営住宅については、4年6か月前まではすべての方が入金されていたのかというふうに私は思うんですが、この流れについてはどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

防災についてですが、これも先ほどの予備費のところでも出ておりましたが、一般質問でも話をしました。総務防災として改めて聞かせていただきますが、3月11日以降、本当に今の避難場所、避難地、防災という啓発活動を含めて、どういう取り組みをされたのかという点について改めてお聞かせいただきたいと思います。

それと、市立集会所の助成事業、54ページに載っておりますが、市立集会所51か所を昨年の熱中症対策の中でも一時避難場所として提供してはどうですかという部分とか、これまで地域福祉ネットワークという部分の中で、これからはより小地域の中で活動拠点を持っておかなければならないですよという話もさせていただきました。

今、市立集会所の利用度がどういうふうになっているかというのも把握してお

りませんが、まず市立集会所の利用頻度と市立集会所の将来的な考え方、さっきの維持補修の考え方なんですが、市立集会所の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、人件費事業の中で決算概要の50ページ、人件費で職員のパートタイマー等退職金共済事業費負担99万8,000円が計上されております。パートタイマー等退職金共済というのは、本市の特別会計としてあるんですが、アルバイト、パートさんがこういった共済に入っているという実態についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、工種別の工事検査ですが、事務報告書の79ページで完成検査、出来形検査、中間検査、臨時検査といろいろ区別されているんですが、大概の工事というのは、本来は工事工程表を原課からいただいて、見積もりを見ながら仕様書を見て、それで原課と打ち合わせをしてから中間検査、完成検査、こういったことが私は当たり前だと思っておりますが、事務報告書を見ると中間検査を行えば完成検査がない、完成検査をやっておけば中間検査がない。最近、公共施設の壁の一部が崩落したとか、クラックが入っているとか、陥没したとか、植樹が枯れたとか、いろいろな諸問題が上がっておりますが、私は一方ではもう少し検査体制を強固にしなければならないという視点から質問させていただいております。

この基準があれば教えていただきたいと思えますし、建築、土木、設備、その他、こういったところの検査体制について、だれがどのようにしているかお聞かせいただきたいと思えます。

もう一つ、指定管理者選定委員会の運営事業について、決算概要56ページで

すが、これも過去からずっと言い尽くしてまいりました。市民図書館がようやく民営化されて、民間がされたときに非常にサービスが向上したと、非常に評価を受けております。残りの指定管理者についてどうしていくかというのは、先ほどありましたように、今年の8月にこれからの指針を見させていただいて、私も早期にあるべき姿を目指してほしいということで了解もいたしました。

ただ、それ以降、話を聞くところによると、先ほどの報告もありましたように、検討委員会を立ち上げる、それも民間の方を入れながら、1回切り現場を見て、それでわかったような動きをしているようなことが小耳に入っています。本来、指定管理者制度を継続するのか、委託するのか、これが行政の方針を出さないことには、どんな立派な先生を呼んでも方針は出ないと思うんです。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算書77ページからいろいろと出ているんですが、これは先ほど言いました土地開発公社補助金2,500万円、これが違法ではないのかと。補給金という言葉に変えて、剰余金を準備金に1,770万円、1年間で譲り渡して、もともとあった準備金8億数千万円が今は9億円を超えていると。事務所経費については別枠で持っている中で、準備金に補助金を充当してもいいという、議会としては承認した覚えがないと、これについて見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、監査委員事務局についてでございますが、工事技術調査業務委託料、計上はしていても決算ではゼロ、基準はどこに置いているのかなと思います。平成22年度は箱物というのは相当動きました。今言いました市営住宅にしても、

14億6,000万円という大規模工事です。これに対して工事技術調査業務が執行されていないというのは、これまで必要だと言っている部分の見解を改めて聞かせていただきたいと思います。

それから、基幹統計調査事業、決算概要74ページ、事務報告書15ページに載っているのですが、基幹統計調査事業で予算を計上されて、440数社をものづくり産業で調査をしたり、摂津市の830社ほどのものづくり産業があるんですが、なぜ440社だけで、何を調査されたのか。それも、指導員2名、調査委員2名、その4名もかけて440社であると、その内容をお聞かせいただきたいと思うし、目的は何だったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後3時 7分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○野口博委員長 それでは、再開します。

答弁を求めます。北野次長。

○北野総務部次長 それでは、三好委員の財政運営に係るご質問にお答えします。

まず、実質収支とたばこ税の大阪府交付金返還金の問題についてでございますが、ご指摘のとおり、実質収支は一般会計2億3,000万円程度でございます。確かに、9億6,700万円を翌年度に繰り越すべき財源と考えますと、ご指摘のとおり、計算いたしますと7億3,700万円の赤字ということでございます。しかしながら、これは歳出予算を組んでおるわけではございませんので、繰り越すという手続ができないという形を取らざるを得ないということでございます。

したがって、今回、我々がどう扱ったかといいますと、たばこ税増収分については、すべて財政調整基金に一たん積みまさせていただきます、その結果、主要基金

の平成21年度の残高が50億6,000万円ございましたので、これが22年の決算残高で60億8,000万円になります。これに9億6,700万円のたばこ税大阪府交付金返還分を相殺しますと、実質的には51億3,000万円ということで、21年度の主要基金50億6,000万円を温存できたという形で評価させていただいておりますので、こういう形で取り扱いをしたということでご理解をいただければと思っております。

続きまして、市債発行額全体の考え方というお問い合わせございました。

これにつきましては、第四次行財政改革の財政運営の項目に述べておりますとおり、建設事業債を約15億円、これを続けてまいるというキャップをはめております。これで財政運営をいたしますと、基本的に残高がこの決算で、一般会計が267億2,000万円ございます。ピーク時に比べて約6割まで落としてきたわけですが、これをさらに私どもは、いわゆる標準財政規模のベースに近づけたいと。15億円というキャップをはめて、市債を発行抑制いたしますと、平成29年度には200億円を切るのではないかと、こういう形で市債の残高を減らしながら主要基金を温存してまいるというのが基本的な財政運営の考え方でございます。

続きまして、次に健全化判断比率の件についてご質問がございました。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率がございしますが、共通しますのは、ご指摘にもございました分母が標準財政規模でございます。標準財政規模は、交付税上の基準財政収入額を割り戻しまして、標準税収入75%をかけてあるものを割り戻すわけですが、それに普通交付税、プラ

ス臨時財政対策債というのが分母になっておるところでございます。

ご指摘のとおり、標準財政規模が毎年減少いたしております。平成19年度は215億3,000万円の標準財政規模でございました。この決算では185億8,000万円、ちなみに23年度の普通交付税の算定が済んでおりますので、これを計算いたしますと180億800万円、180億円ラインまで落ちてきております。

ただ、この標準財政規模というのは、その市の体力を示す指標でございますが、いわゆる税収が落ちれば、基本的には交付税なり臨時財政対策債が入ることとございますので、我が市は平成23年度も不交付でございますので、この180億800万円には臨時財政対策債5億2,000万円程度が入っておるわけですが、ここの部分で税が減れば、一定、交付税なり臨時財政対策債が補てんされますので、今の摂津市の体力ベースで考えれば180億円程度まで落ちてきたということとございます。

特別会計に対する影響ということとございますが、これは連結赤字比率に係る指標になってまいります。

まず、私どもの特別会計で一番難儀であると思っているのが国民健康保険特別会計でございます。これは、当然ながら高齢者がふえてまいりますので、繰り出す額がふえてまいります。私どもは法定基準の繰入以外に基準外の繰入として約3億円の一般財源を投入してまいっております。このことによって、国保財政の赤字幅が減少しているというふうには評価はいたしております。

公共下水の特別会計なんですが、これも後ほどのご質問にありました市債の発行との関連もございしますが、いわゆる指

定金以外の借入先、競争に付して縁故債を借り入れる、そのすべてを資本費平準化債、ここに充てております。ご質問でもありましたが、1%を切るような利息で入札をいただいております。去年は0.95%、ことしは0.93%、政府の国債並みの金利で入札いただいております。これも昨今の金融情勢を考えますと、金融機関の運用先が非常に困っておられるので、そういう意味で地方公共団体に貸し付けるといった判断を取られたのかと。過去は1%を上回っておったわけなんです、そういう低利な起債を公共下水道に貼りつけることによって、公共下水道の今年度の決算も若干の赤字でございますが、より公共下水道特別会計の健全化に資するという形で努力をいたしておるところでございます。

市債の発行の状況のご質問がございました。

市債発行の手続でございますが、かつては市債発行をするためには大阪府知事の許可が必要でございました。それが規制緩和されて、同意制になったわけでございますが、我々事務サイドから言いますと、許可制が同意制に規制緩和されたからといって手続が変わったのかということ、全く変わっておりません。依然として、事務のルールを申し上げますと、5月に一次の申請、予算ベースの申請を上げ、12月に決算見込みが出ておれば、そこで変更の申請を上げ、最終的には三次の申請が2月にございます。2月の申請が終わって、大阪府が同意なり許可を、大体建設事業費が年度末に集中しますので、3月末日の同意書というのを市役所に送ってもらいます。銀行や政府資金もそうなんです、同意書がなければ貸付をしていただけないというような状況もございまして、3月末から4月、5月の

出納整理期間に起債が集中するというような形になっております。

続きまして、一時借入金の問題でございます。

一時借入金の手続でございますが、先ほどの起債の件でも申し上げたのですが、市債発行が年度末に集中するということは、その償還も年度末ないし出納整理期間中に集中するということで、公債の償還でありますとか、あるいは建設事業の竣工金でございますとか、そういうものの支払いが生じてまいります。それと同時に、旧年度と新年度が入り混じって支出が出てまいりますので、会計室で当然原課に対して資金需要を調査していただきまして、タイトになる時期を原則一時借入金で埋めるというような方法で調査をいただいております。

それを受けまして、我々は先ほど申し上げました主要基金を中心に繰り替え運用を行うと、この繰り替え運用を行うことによって、通常、市中銀行でしたら短期プライムレートということになりますので、1.475%というような金利になるのですが、繰り替え運用や先ほどご質問にございました財産区の積立金を運用することによって、大口定期並みの金利、0.05から0.25%の間の借入金で済んでおります。

実際、一時借入金の償還額ですが、決算では254万2,000円になっておるところでございますが、これが仮に市中銀行に短プラ1.475%で借入をいたしますと、約2,200万円程度の一時借入の償還金が要るということで、先ほどの財政運営のところも申し上げましたが、主要基金が50億円あるからこそ基金の繰り替え運用ができるというような形になっております。

土地開発公社に対する補給金の問題と、

財産区財産の積立金の関連のご質問がございました。

土地開発公社の補給金は、平成19年度から2,500万円、利子補給という目的で補助をいたしております。そもそも土地開発公社は市の先行取得依頼をもって土地を取得します。土地の取得の財源は土地開発公社にはございませんから、土地開発公社は市中銀行から借入を行って、その財源を生み出します。本来、土地開発公社に先行取得依頼した土地は、原則5年以内に買い戻すというのが原則論でございます。ところが、一般会計の財政事情であるとか、事業の進捗状況であるとか、塩漬けになっている土地がございます。この土地を保持し続けようと思えば、いわゆる市中銀行から短プラのレートでもって半期ごとに借りかえを繰り返すという事務処理を行わなければなりません。これによって、通常取得した価格と簿価格の差が出てまいります。この差が大きなものがございます。平成19年度から利子補給、今までも含めて、この利子を軽減するという名目で貸付をしました。これが1点目でございます。

もう一点の財産区財産の積立金でございますが、これは三好委員ご指摘の21年度の決算審査であったと思います。財産区の積立金を会計室で一時借入金と称して会計年度を通して借りているのではないかというご質問があったと思います。

一時借入金の基本的な道理から言えば、先ほど申し上げたように、資金ショートしたときに入れるということでございますので、実際、我々と公社と会計室と協議いたしまして、会計室が平成22年度の半期は今までどおり財産区積立金を一時借入として持っておったのですが、9月以降、いわゆる土地開発公社が市中銀行から短プラで1.475%で借り入れ

るより、財産区積立金の0.25%で貸し付ける、このことによって利差額を生み出して、土地開発公社の簿価の低減に努めたということで、財産区財産の積立金を会計管理者の権限の中で貸付していただいたということでご理解いただきたいと思っております。

市中銀行の金利の関連でございます。

先ほど競争に出すのは公共下水の資本平準化と申し上げました。残り約半分、指定金3行がございます。平成9年以前はすべての縁故債がほぼ当時の三和、大和、大阪、今は三菱東京UFJ、りそな、近畿大阪銀行になっておりますが、過去は指定金との関係性から、縁故債については指定金に引き受けていただいたという経過がございます。

これは、会計室において派出の事務負担でございますとか、公金の振込手続でありますとか、こういうことが無料で行われておったと、そういう過去からの関係性の中で指定金に全額引き受けていただいたんですが、平成9年度以降、財政といたしましては、できるだけ金利の低い金融機関と貸付契約を結びたいということで、おおよそ縁故債のボリュームとして半分ぐらいは外で競争に付したいということで、指定金と話し合いをさせていただきました。そういう形で、平成9年以降はおおよそ半分程度は競争に付し、半分は指定金との関係性の中で金利を決めさせていただくと、これも私どもが指定金の当番行と交渉をさせていただき、周辺の市町村の状況もいろいろ拝聴しながら、金利交渉によって1.99%というところに落ちついたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○野口博委員長 西川防災管財課長。

○西川防災管財課長 三好委員のご質問

にお答えいたします。

1点目ですが、3月11日の東日本大震災以降の摂津市の災害支援の取り組みと、防災についての考え方についてお答えします。

まず、3月11日以降、ご存じのように消防職員の現地への救助活動の派遣と、それ以降、水道部の職員が岩手県で給水活動、そのほか一般職員も2名を岩手県に派遣し、物資の仕分け作業に従事しております。

また、3月23日に大阪府から要請がございまして、摂津市で備蓄しております災害用の乾パン、アルファ化米、消毒液等を現地に支援物資として送付いたしております。

また、3月11日以降の取り組みということで、防災についてですが、東日本大震災においては非常に大きな津波被害がございましたので、摂津市においては今までは浸水被害ということだったので、避難所、避難地についての増強を図る必要があるということで、民間企業や私立大学に一時避難所としての位置づけの防災協定をお願いするということを行っております。

また、避難勧告マニュアルというのを発注いたしておりますので、迅速に避難所へ避難できるようなマニュアルの作成について今取り組んでおります。

別途、出前講座等が市に多く寄せられておりますので、その機会において防災教育を実施してまいりました。

その中で、何を充実しなければならないかということについてですが、やはり現地では備蓄用品というのが非常に不足しているという事態がございまして、この前の一般質問でもございましたが、備蓄の増強をして、適正な配置をすることが必要であると考えております。

続きまして、2点目の三島住宅西側の三角用地についてのご質問にお答えさせていただきます。

三島住宅の西側にございます用地については、現在、三島住宅の工事において現場事務所として一部使用させていただいております。これにつきましては、先ほどもありましたように温水プールの建てかえ用地として計画されているものでして、その予定で使うものとして考えておりますが、委員ご指摘のとおり、有効利用というのにも必要なものではないかと思っております。

ただ、有効利用をするに当たりましては、進入路についての問題がございまして、進入路については確立されたものはございませんので、現状の水路等、その管理者との協議が必要ですが、そちらの進入路等も検討してまいらなければならないかと思っております。

続きまして、政策空き家についての基本的な考え方についてですが、政策空き家の目的としましては、老朽化した公営住宅の建てかえであるとか、大規模補修等に伴います、既存施設の募集を停止して、政策空き家に一時的に入っていたとすることを目的とした空き家でございまして。

現在22戸ございまして、そのうち烏飼野々団地、鯨生野団地につきましては建てかえが当然含まれておりますので、そちらには入居していただいていないという状況でございまして。

続きまして、市営住宅の滞納対策、流れについてでございますが、市営住宅の使用料の収入未済額が647万8,700円となっております。これにつきましては、12世帯でございまして、その内訳としましては、先ほどご説明にありましたように、170万円という高額な方も

おられます。その方の中には、生活保護を受けられている世帯6世帯が含まれております。これにつきましては、過去と現年度分が含まれて滞納額として入っておりますが、現年度分の中には生活保護世帯は含まれておりません。過去の分に含まれております。過去の分も含みまして、市は市営住宅にお住まいの方に直接会わせていただいて、督促、催促を行いながら解消に当たっているという状況でございます。

続きまして、市立集会所の利用頻度と将来的な考え方についてご説明いたします。

平成22年度の集会所の利用頻度につきましては、51か所ございますが、トータルで7,490件の利用ございました。平均でいきますと1か所当たり147件であるんですが、これは平均値でございます。一番多いところで603件、少ないところで6件という、非常に頻度の幅がございます。これにつきましては、施設の老朽化や立地条件で使用しやすい、使用しにくいという条件が加味されてこういう結果になっていると思います。

集会所の今後につきましては、第四次摂津市総合計画で集会所の活用促進を図るとともに、他市と比べて集会所の数が比較的多く、地域に密接に結びついた施設であることから、適正配置や運営を検討しつつ、効率的、効果的な活用の促進を図りますという内容になっております。

今後は、集会所が先ほども申しましたように老朽化しているということで、建て替え時期については、集会所の統合も視野に入れなければならないと考えております。しかし、地域に皆様と協議を行って、同意をいただきましたら皆様に愛される、心地よい新たな施設づくりを目指してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後4時 7分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○野口博委員長 再開します。

西川課長。

○西川防災管財課長 どうして市営住宅使用料に不納欠損がないかについてお答えさせていただきます。

この住宅の滞納については、私の債権であり、時効の援用がないため不納欠損で落としていないということです。

○野口博委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 それでは、法人市民税の課税における企業の把握という点についてお答えさせていただきたいと思っております。

委員ご指摘のとおり、平成22年度の法人市民税の課税数は、事務報告書の64ページも記載がありますように、減免法人が9ありますけれども、それ以外に課税しておる1号から9号法人まで合計しますと、ちょうど3,000事業所となります。他方、市内事業所状況調査では3,916件の事業所に対してこの調査をされておるところでございますけれども、そういったことで、事業所の把握で差異があるということについては、一定承知いたしております。

ところで、この法人市民税の課税についてですが、法人市民税では「地方税法の施行に関する取り扱いについて(市町村税関係)」の総務大臣通知において、事務所または事業所とは事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所であり、事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のために供されるものは事務所等の範囲に含まれないものとなっております。さらに、事務所等と認められるためには、その場

所において行われる事業がある程度の継続性を持ったものであることを要するとし、二、三か月程度の一時的な事業の用に供される目的で設けられる工事現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものとなっております。

こうした要件を満たす登記法人に対して、国税である法人税が課税され、その税額に基づいて法人市民税の課税事務を府税と連携して行っているところでございますけれども、その中で未申告法人を洗い出し、申告書送付による督促といった机上の作業とともに実地調査にも取り組み、課税できる法人の捕捉に向けて現在も行っておりますし、今後もそういったことに努めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 市職員と消防団員の兼職についての問いにお答えいたします。

非常勤消防団員は、平素は私人としての資格であり、消防活動に従事するときのみ地公法上の特別職の資格を持つものであると理解しております。したがって、一般職たる市職員を消防団員として兼職していただく場合は、地公法第35条の規定に基づく職務に専念する義務を市職員として怠らない限りにおいて、禁止されるものではないと理解しております。

具体的には、大災害時には消防団員である市職員は、災害対策本部が優先され、情報収集、または命令等の業務に当たり、消防団活動が不可能になります。

しかし、委員ご指摘は深く認識はしておりますして、市職員と消防団員の立場のあり方については今後の課題として取り組んでまいりたいと思っております。

○野口博委員長 明原課長。

○明原警備第2課長 それでは、消防指令業務の共同運用に向けての検討状況につきまして、お答えさせていただきます。

従来、消防指令業務につきましては、自治体消防の原則に基づきまして、各市町村の消防本部ごとに消防指令通信施設を整備し、運用してまいりました。

消防指令業務の共同運用につきましては、先ほど委員からご紹介いただきましたとおり、総務省消防庁が消防力の効率的運用や費用面での節減効果があること、また、市民サービスの向上と行財政上の効果が認められることなどから、消防指令業務の共同運用を推進しております。特に、消防通信指令施設の構築及び維持管理に係る経費につきましては、非常に高額となることから、費用の低廉化を図る必要がございます。

また、近年、災害が複雑、多様化する中で、高度かつ迅速な災害対応が求められているとともに、大規模災害時には近隣市と連携し応援体制を強化し、広域的に消防力を運用することが重要となっているものでございます。

このことから、本市におきましては近隣市との消防指令業務の共同運用につきまして、消防体制の強化と消防通信施設の整備運用に係る費用の節減等の財政面での効率化の観点から、種々検討を重ねてまいっております。

平成22年度以降の動きにつきましては、大阪府北ブロックの複数の自治体と広域化や共同化について、想定できる範囲で勉強会を立ち上げまして、その効果や課題の整理を行ってきたところでございます。

消防といたしまして、これらを検討いたしました結果、指令業務の共同運用に関して、吹田市、摂津市の組み合わせ、

茨木市、摂津市の組み合わせを最終比較検討し、吹田市との共同化が摂津市にとりまして一番効果があるとの判断をいたしたところでございます。

共同運用の組み合わせを検討するに当たりましては、本市との隣接地域が広いこと、司令センターの候補建物が免震の構造であること、十三高槻線や大阪高槻京都線などの主要幹線道路の状況、吹田操車場跡地の開発の都市計画の状況などを考慮し、消防サイドとして判断いたしましたもので、今後、吹田市消防、本市消防の事務レベルで諸課題や諸手続の詳細について、さらなる検討を進めてまいるということで考えております。

○野口博委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 先ほどの市職員と消防団員の兼務についての答弁で、一点抜けておりましたので、追加させていただきます。

地方公共団体の議会の議員と非常勤の消防団員との兼職という点で抜けておりましたので、お答えします。

議会議員と非常勤の消防団員との兼職は、法律上制限されていないと私たちは理解しております。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上警備第1課長 摂津市内の救急搬送と現場滞在時間の現状についてお答え申し上げます。

現在、摂津市内にある救急告示病院は4医療機関があります。また、主な市内救急搬送医療機関といたしましては、4医療機関に千里丘協立診療所を加え、5医療機関となっております。

委員ご存じのとおり、平成22年中の市内搬送人員は1,230名で、これは平成22年中の総搬送人員の約3割程度で、残りの7割は市外の医療機関に搬送されております。

救急隊の活動は、現場へ到着後、傷病者の症状を観察し、病態を評価して重症度、緊急度を判断し、それに対応した処置を実施しながら、対応可能な直近の病院へ受け入れ要請しておりますが、軽症傷病者やかかりつけ傷病者であっても当直医の専門診療科目外での受け入れを拒否されることと、ベッドの満床、病院内での患者の処置中などによりまして、受け入れに時間を要しておりますのが現状でございます。

本市の現場滞在平均時間としましては、平成18年が約11分、19年、20年、21年と約1分ずつ増加しており、平成22年は約15分でございます。また、平成12年、市内医療機関に救急搬送されました傷病者は2,329名で、平成22年の倍以上、搬送人員の約7割以上でありました。

参考であります。三島医療圏の各消防本部のデータであります。現場到着時間から病院到着までの時間になりますが、平成12年、摂津市で約13分、高槻市で15分、茨木市はデータがありません。島本町で15分。平成21年になりますと摂津市が10分ふえまして23分、高槻市が20分、茨木市が26分、島本町が24分となっております。高槻市につきましては、市内医療機関搬送率が90%以上ですので、伸び率としましても10年で5分程度となっております。そのほかに関しましては、各市にありましては約10分程度伸びております。

○野口博委員長 消防長。

○北居消防長 先ほどの議会議員と消防団員の兼務ですが、総務課長が答えましたとおり、法的には何ら規制はございません。といいますのは、非常勤消防団員でございますので、これが常勤でしたら抵触しますけれども、非常勤ということで

兼職すること自体に問題はないと。

ただ、委員ご指摘の部分は、恐らく手当と費用弁償の概念、ここですが、費用弁償の性格を有するものにつきましては、いわゆる靴が減るとか、シャツが破れるとか、そういったところでご理解いただきたいところなんですけども、退職報償金、出動手当、現在3,000円の部分については、今は支給しております。これを改正していくには、消防の所管事務としてはなかなか難しいところであるということをご理解願いたいと思います。

今後、市の職員につきましても、兼職職員につきましても、先ほど総務課長が答弁しましたが、大災害時、または通常の火災、それらに考え方を分けまして対処していこうかと、事務処理しようかと考えております。

もう一件、今後の大災害時に備えまして、消防として今何が必要なものなのかと、これは私からお答えいたします。

今回、東日本大震災で大津波、救助状況の映像をテレビで見えてまいりましたけれども、初動体制から全般にわたりまして、消防団員の活躍が顕著でございます。これを見ましても、消防団は地域防災のリーダーであるということは明らかであります。

ただ、これを裏返せば、非常に危険性が高い任務についておられる。地震、風水害時などにはその最前線、川の近くまで出動していただいで活動しているというわけでございます。

今何をするのか、どのような装備が必要なのかと考えましたときに、やはりライフジャケット、救命胴衣、ベスト型の浮き輪のようなものなんですけども、いつ災害が発生するか予想できない今の状況におきまして、全32分団に必要数を早急に装備すべきものと位置づけしまして、

取り組んでいこうと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、私から、先ほど消防本部から指令台の共同運用ということでご答弁がございましたけれども、そこで言う共同という意味合いと、総合計画にあります協働のまちづくりの協働との関係性はいかにというご質問であったかと思えます。

まず、消防指令台の共同運用の共同につきましても、これにつきましては読んで字のごとく、ともに同じと書いておりますけれども、私も摂津市消防本部と吹田市ということで、そういう組み合わせを進めるということでございましたけれども、どちらも消防という同じ目的を持っております。なおかつ、公の公務員、消防の職員という立場が同じでございまして、なおかつ活動内容、消防指令台システムを一緒に運用しようという内容が一緒なんです。ですから、目的、課題、これと実際のお互いの立ち位置、何をするかという行動がすべて一緒なんです。これはまさしく共同生活をするという、この字の共同であるかと思えます。

総合計画の中で協働と申しておりますのは、余り学問的になってはいけないのですが、考え方としましてわかりやすいのが、例えば課題、目的としまして、子どもの安全を地域で守りましょうという、こういう共通の問題、目的があったとしたときに、おのあの行政は行政としての役割がございまして、警察は警察の役割がございまして、また、地域団体、親、学校、PTAはそれぞれ立場が違うにもかかわらず、一つの共通の課題、目的を達成するために、おのあのができる範囲で違う動き方をしながら、立場が違うけれども同じ目的達成のためにいろんな活動

を、お互いに認め合いながらするという形、ですから、目的は同じだけれども、立場とやることが違う、でも目的は一緒なんですという、こういう形を協働と。

もう一つ、協同組合の協働というのがあるんですけども、これもいろいろと考え方があろうかと思えますけれども、余り字にこだわることなく、行政としましても、共に同じ場合もあれば、協力して同じ場合もれば、協力して働くという協働の場合もあるのかなと、これは時と場合によりけりだと考えております。

いずれにしても、今、協働のまちづくりのワークショップをやっておりますので、あす最終回でございますけれども、その後に協働推進会議ということも考えておまして、来年度に協働と市民活動支援の指針ということで出していきたいと思っております。

それから、政策推進に対する質問の二つ目でございます。指定管理のお話でございます。

今、委員から、これにつきましては行政としてしっかりと方針を出すべきではないかと。また、検討委員会をやってるけれども、そこで結論づけをするのではなくて、しっかりと行政としてどうしていくのかという結論を出すのが先だというようなことであったかと思えます。

私は外郭団体と指定管理ということにつきまして、二つの側面があるのかなと思っております。まず一つは、市としていろいろ関係性を持ちながら、また主体的に外郭団体をつくってきたということで、外郭団体そのものという見方と、指定管理者、いわゆる公の施設の管理者としての指定管理者という立場、この二面性があるのかなと思っております。

まず、外郭団体に対してどうしていただきたいのかと、どうあってほしいのか

ということ、まず初めにお答え申し上げますと、外郭団体の皆様に対しては、やはり自分自身の強味と弱味、これをしっかりと分析していただきたいと思っております。その上で、外部環境としまして自分たちの活動の助けとなるような外部環境と、もう一つ、外部環境ではありませんけれども、放っておいたら脅威となるような事から、これらを強味、弱味と掛け合わせながらきっちりと分析をしていただいて、その上でどの団体にも中期の経営計画みたいなもの、戦略的なものを持ていただきたいと思っております。

その上で、その計画を実行するに当たって経営改善、改革をやっていただいて、自主自立に向けた取り組み、改革を行っていただいて、経営基盤の強化を図っていただきたいと思っております。

ここからが指定管理という二つ目の見方でございますけれども、経営基盤の強化を図ることによって指定管理者の候補として、ほかの団体には負けないと、私たちはこの点でアドバンテージがあるんだというふうなところでしっかりと競争力を高めていただきたいというふうに思っております。

ただ、今まで平成18年度に第1期の指定管理をやりました、22年度まで。23年度から今度は3年間ということで、継続して、図書館を除きますが、非公募でやっております。この状況で、平成26年度からの新たな指定管理に向けまして、やはりアドバンテージをだれもが、ふつうにここの団体はこうやっていて、なるほど、この団体だったらこの施設にふさわしい、それだけアドバンテージがあるよねというふうな客観的な部分をお示しできないと、納得が得られないのではないかとこのように思っておりますので、この辺につきましては、指定管理者

の検討委員会の中で、外部委員も入っていただいた中でフラットな議論を交わしていただいて、それを参考に私どもも施設ごとに種類、性質を見ながら、最終判断をしてまいりたいと思っております。

もう一つ、最初に言いました、市として外郭団体に対して方針を出すということですが、今まで指定管理の問題を考えているときに、どうしても途中でとまる要因がございました。それは、私どもも今でも思っているんですけども、この団体は私らが行政目的を達成する上でどうしても必要ということで、設立に関与、もしくはつくってきた団体でございます。そのことから、やはり私どもは各団体に対してその運営について、どの分野でどこまで行政として担保するのか、危険負担をするのか、責任があるのかということ、委員ご指摘のとおり、そろそろしっかりとアナウンスをしていかなければならないというふうに考えておりますので、この部分につきましては早々に市と考え方をまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 総務部長。

○有山総務部長 北野次長から2,500万円の補給金ということで説明させていただきましたが、反対の公社側から見た場合の位置づけを少し答弁させていただきたいと思えます。

委員ご指摘のように、事業純利益としては1,777万7,373円、それと差し引き後の当期利益といたしましては1,731万5,131円という単年度会計となっております。そもそも平成19年に補給金を開始したのは、当時、非常にぐあいの悪い銀行がございまして、私どもの借入をしている銀行の中で国からの指導ということで、利息を積みます

ような継続的な借り方というのは、借金に利息が積んでいって膨らんでいくと。銀行の側については、その都度、利益が出ないということになって、国側の指導がその銀行に入りました。そのことがありまして、利息相当分については平成19年度から補足をして、一般会計から2,500万円繰り出すというふうにしたところでございます。

なお、平成19年度、実際には20年3月31日からなんですが、水道部から5億円を借りるということで、銀行に対しての金利負担の軽減を図ったところでございます。

また、この2,500万円、ご指摘のように利息との乖離があるということでございましたが、利息補給のみならず、実は公社の土地であります、平成15年5月から土地を貸しております、千里丘の土地でございまして、パーク24に貸しております、これに対して年間900万円ほどの収入があります。本来なら、この収入を公社の利息に充ててやるべきところですが、貸すことについては税務署に確認をしたところでございますが、経理上、公社と摂津市という市の外郭の所属する公社ということで、その収入を公社に入れることができませんので、一般会計で受け入れているところでございます。その部分も含めまして、2,500万円というのが当時計算された額でございます。

私どもとしましては、指摘のとおり、金利との乖離もあることから、平成23年度予算については500万円を減じ、2,000万円を予算計上したところでございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 先ほどの答弁の中に、時効の援用がないからという答弁を

させていただきましたが、それに加えて、債権放棄の議決がないということも加えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○野口博委員長 石原課長。

○石原人事課長 それでは、パートタイマー等退職金共済費負担金に係るご質問にご答弁申し上げます。

現在、退職金共済制度加入状況であります。平成22年度におきましては学童指導員ほか、非常勤42名の加入となっております。掛金としまして、1か月2,000円で、平成22年度につきましては99万8,000円の執行となっております。ちなみに、平成23年4月1日現在の加入におきましては、37名となっております。

○野口博委員長 宮木室長。

○宮木工事検査室長 工事検査に係りまずご質問にご答弁申し上げます。

まず、完成検査、出来形検査、中間検査、臨時検査と分けがあるが、本来ならば工事1件につき、それぞれ中間検査、完成検査があるのではというご質問ですけれども、各工事検査の定義につきまして、工事検査実施要綱では完成検査は工事等請負契約の目的物が完成したとき、出来形検査は部分払いの請求があったとき、または契約の解除などによる工事等の中止により確認を必要とするとき、中間検査は工場などにおいて検査の必要があるとき、臨時検査は施行工程において特に検査を実施する必要があると認めるときと定義されております。

したがいまして、今おっしゃっているのは臨時検査の数が少ないのではということであると考えております。

臨時検査は、工事完成時には不可視となり、工事写真では確認しづらい工種について行っております。具体的には、重

要構造物の複雑な配筋工事、基礎工事、完成後水没してしまう構造物や、仮設足場解体前の建築外装工事などについて臨時検査を行っているところでございます。

以上のことから、完成後の工事目的物が目視で確認できる場合や、不可視部分が工事写真で確認できる場合には臨時検査は行わず、完成検査のみとしているところで、施工管理など工事担当課におきまして日々自主的に行われる監督業務と区別しておるところでございます。

また、建築工事の場合、土木工事と比較して使用する資機材の数が非常に多く、設計図書や仕様書で求めているものと同程度以上の製品が必要数使用されていることの確認に多大な時間がかかっておりましたが、平成23年6月から工事検査室は総務部参事を含め3名体制となりましたことから、この点は解消されているものでございます。

そして、市営住宅建設工事などの建築工事におきましては、工事完成後、不可視となり、工事写真で完成しにくい工種、例えば配筋検査など品質、耐久性、強度に係る非常に重要な工事でありますので、担当課と協議し、積極的に臨時検査を行っているところでございます。

○野口博委員長 豊田局長。

○豊田監査委員事務局 それでは、私から監査委員事務局に係りまずご質問に対してご答弁申し上げます。

このことについては、平成20年3月の委員会におきまして、委員から工事検査室の検査と監査委員事務局におけます工事監査について、どうなのかということについてご指摘いただき、検討してきたものでございます。

ご存じのように、工事監査につきましては平成4年から13年のこの10年間にわたり行っておりました。その後にお

いては、行っていない状況であります。

現在におきましては、この委託料につきましては、住民監査請求が出たときなどにおいて、工事的なことについて一時的な判断が必要になったときのために計上させていただいているところでございます。平成22年度におきましては、そういうふうな事例がなかったということで未執行になっているものでございます。

○野口博委員長 柳瀬課長。

○柳瀬情報政策課長 それでは、私から工業統計調査についてご答弁をさせていただきます。

工業統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査の一調査でございます。全国の工業の実態を明らかにすることを目的としております。

調査対象でございますが、市内の全事業所のうち、日本標準産業分類表にございます製造業に該当いたします事業所の調査となっております。

この調査につきましては、毎年行っておりますが、西暦末尾ゼロ、3、5、8の年につきましては全事業所の調査、それ以外の年につきましては従業者4人以上の事業所を調査の対象としております。

本来であれば、事務報告書に記載されております平成22年度調査につきましては全数調査を行う予定であったのですが、平成23年度に経済センサス活動調査という調査がございまして、そちらで全事業所を対象に調査を行うことになっておりますことから、平成22年度につきましては従業者4人以上の事業所のみを調査の対象としております。

調査内容でございますが、産業分類別に従業者数、給与、原材料使用額、製造品出荷額、付加価値額、その他事業所の資産などを集計いたしまして、工業統計表として経済産業省より公表されてお

ます。

調査方法でございますが、市内を168の調査区に分割しまして、28の調査員がそれぞれ担当の調査区を前年の調査表を基に回りまして、調査区を現地調査いたしまして、実際に事業所が活動しているかどうかということを確認し、また調査表の配布及び回収を行っております。また、新規事業所につきましては、例えば看板でありますとか、建屋を現認いたしまして、そちらが工業統計調査に該当する事業所であると判断されましたら、実際に訪問し調査表をお渡しするという形で調査を行っております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後4時45分 休憩)

(午後4時46分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後4時47分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 村上 英明